

富山市民芸術創造センター

冷温水発生機・空調機器保守点検仕様書

1 目 的

富山市民芸術創造センターに設置された冷温水発生機、温水ボイラー、空調・換気設備の性能を維持し、常に、安全かつ良好な状態を保ち設備の耐久化を図ることを目的とする。

2 対 象

所在地 富山市呉羽町 2 2 4 7 番地の 3
施設名 富山市民芸術創造センター

3 一般的事項

- (1) この仕様は、委託の概要を示すものであって、甲が必要と認め指示した事項は、仕様書に記載のない事項であっても、乙は誠意をもって実施すること。
- (2) 乙は、業務の実施にあたっては、資格、技能等に適した作業員を配置すること。
- (3) 乙は、業務実施にあたり、事前に「保守点検業務年間計画」を作成し、甲に提出すること。
- (4) 保守点検業務を行う際は、事前に甲へ連絡し、点検に際しては、運転管理業務従事者立会いのもとに実施すること。
- (5) 乙は、作業に当たっては、施設の安全対策に重点をおくほか、火気等に注意をして、委託業務に当たること。
- (6) 乙は、甲の承認を受けた保守点検業務計画及び内容を変更しないように十分注意すること。

4 委託期間

- (1) 定期点検 別紙設備機器仕様書による。
- (2) 緊急時 随時

5 業務内容

- A. 中央監視設備保守点検
- B. 冷温水発生機保守点検
- C. 温水ボイラー保守点検
- D. 空調・換気設備保守点検
- E. フィルター設備清掃保守点検

6 保守点検報告書

保守点検作業の内容・結果について、業務報告書を作成し甲に提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 保守点検中異常の有無に留意し、機器等の状況を十分に把握の上、常に予防的保守を行うように注意をすること。
- (2) 保守点検中に発見した故障箇所及び機器の異常は、速やかに甲の担当者に報告するとともに、必要な措置を講じること。
- (3) 甲より故障発見等の連絡を受けた場合は、速やかに対応をすること。
- (4) 機器部品は、委託料には含まない。ただし、小部品、小規模工事については、委託料に含まれるものとする。
- (5) 業務上知り得た内容を他人に漏らさないこと。

既存棟設備機器仕様書

A. 中央監視設備

(1) 定期点検 年2回（冷房シーズンイン点検、暖房シーズンイン点検）

(2) 点検機器

中央監視盤	セイビック-NET10
制御盤	4面
各種計測機器	

(3) 保守点検業務内容

A 指示、管理計器 (2回/年)

- ① 内部及び表面清掃
- ② 指示、記録状態点検
- ③ 計器用電源電圧チェック
- ④ 感度調整
- ⑤ 標準計器による指示記録調整（ゼロ点、スパン）
- ⑥ 諸組付部、ネジ等の緩み点検、増し締め

B 電気、電子式、温度、湿度調節器

- ① 本体の点検、清掃
- ② 内部リレー接点の点検、清掃
- ③ 内部機械的可動部分の点検、清掃
- ④ 比例帯ディファレンシャル調整
- ⑤ ポテンションメーターの点検、清掃
- ⑥ 諸組付部、ネジ等の緩み点検、増し締め
- ⑦ 調整部本体、発信機、操作部の総合的作動試験

C 電子式温度、湿度発信器

- ① 本体の点検、清掃
- ② 抵抗値測定
- ③ 線絶縁抵抗及び誘導障害チェック
- ④ 配線端子の緩み点検、増し締め
- ⑤ 発信器取付部の緩み点検、増し締め

D システム機器

D-1 中央処理装置

- ① 外観チェックと清掃
- ② 各ユニット組付、端子増し締め及びコネクター類点検
- ③ 電源ユニット（メモリー、ロジック用）制御電圧の点検、リップル調査
- ④ バックアップバッテリーの交換及び電圧確認
- ⑤ 診断機能による各カードのハードウェア点検
- ⑥ プログラム点検
- ⑦ 各操作機能点検（プログラムローダー機能含む）
- ⑧ 伝送信号点検

D－2 プリンター

- ①外観チェックと清掃
- ②組付及びコネクター類点検
- ③制御電圧の点検
- ④各種機能点検
- ⑤プリントアウト状態のチェック
- ⑥プリンターメカの清掃、注油等の点検

D－3 アナシミュレーター

- ①外観チェックと清掃
- ②組付及びコネクター類点検
- ③制御電圧及びクロック信号の点検
- ④表示機能
- ⑤コントロールカードの清掃

D－4 伝送制御装置

- ①外観チェックと清掃
- ②制御電圧の点検
- ③停電検出の点検
- ④ファイルの点検
- ⑤バックアップバッテリーの交換及び電圧確認
- ⑥伝送状態の点検

D－5 伝送交換機器

- ①外観チェックと清掃
- ②各ユニット組付、端子増し締め及びコネクター類点検
- ③電源ユニット制御電圧の点検
- ④伝送信号点検
- ⑤出力リレー等の点検

D－6 デジタルポイント

- ①発停、ALM, NML等の作動確認
- ②プリンター印字作動の確認

D－7 アナログポイント

- ①ファンクションカードの調整
- ②実測と調整

B 冷温水発生機

(1) 定期点検 年5回（冷房シーズンイン点検、冷房シーズン中2回点検、暖房シーズンイン点検、暖房シーズン中1回点検）

(2) 点検機器

吸収式冷温水発生機	（ガス専焼型）	1台
冷却能力	280USRT	
加熱能力	708,400kcal/h	
冷却塔		2台
冷却能力	140USRT	

(3) 保守点検業務内容

吸収式冷温水発生機

A 冷房、暖房開始時に行う作業 (2回/年)

- ①冷房、暖房切替作業
- ②機器関係の点検、調整
- ③燃焼系統の点検、調整
- ④インターロックテスト調整
- ⑤安全装置の点検、調整
- ⑥真空度チェック
- ⑦容量コントロール点検、調整
- ⑧各部総合点検

B 冷房、暖房運転中に行う作業 (2回/年)

- ①機器関係の点検、調整
- ②燃焼系統の点検、調整
- ③安全装置の点検、調整
- ④真空度チェック
- ⑤容量コントロール点検、調整
- ⑥各部総合点検

冷却塔 (1回/年)

- ①水槽清掃
- ②水抜き、水張り
- ③ファンモーター及びベルト点検
- ④ケイシング点検
- ⑤冷却水系水処理剤投入 (冷房シーズンイン点検時に投入)
- ⑥冷却水系伝熱管、管板腐食調査

C 温水ボイラー

(1) 定期点検 年2回 (暖房シーズンイン点検、暖房シーズン中点検)

(2) 点検機器

温水ボイラー 2缶
ガス焚・真空式 160,000kcal/h

(3) 保守点検内容

- ①外観点検
- ②燃焼室及び伝熱面点検
- ③熱交換器点検
- ④煙導及び煙突点検
- ⑤換気装置点検
- ⑥油気装置点検
- ⑦燃焼装置 (バーナー) 点検
- ⑧操作盤点検

D 空調・換気設備

(1) 定期点検 年2回

(2) 点検機器

A 空気調和器

コンパクトエアハンドリングユニット	9300CMH	AJ200-HX	4 台
コンパクトエアハンドリングユニット	10600CMH	AJ200-HX	1 台
//	6400CMH	AJ150-HX	2 台
//	10400CMH	AJ200-HX	1 台
//	6600CMH	AJ150-HX	2 台
//	7000CMH	AJ150-HX	2 台
エアハンドリングユニット（垂直型）	18600CMH	DV-20	1 台
//	30000CMH	DV-30	1 台
（天吊型）	4200CMH	SH-100SR	1 台

B ポンプ類

冷温水ポンプ	125×100×2850 ℓ /min×15kw	1 台
//	80× 65×790ℓ /min×11kw	5 台
温水ポンプ	65× 50×540ℓ /min×3.7kw	2 台
冷却水ポンプ	150×125×4700 ℓ /min×45kw	1 台
冷却水ポンプユニット	50×2.2kw×2	1 台

C ファン類

給気ファン	# 3×7500CMH ×1.5kw	1 台
//	# 3×8600CMH ×2.2kw	1 台
排気ファン	# 3×7500CMH ×1.5kw	1 台
//	# 3×6900CMH ×1.5kw	1 台
換気ファン	# 4×18600CMH×7.5kw	1 台
//	# 2・1 / 2×4200CMH × 1.5kw	1 台

(3) 保守点検業務内容

A 空気調和器

- ① ケイシングの外観点検
- ② ファンライナー点検
- ③ ファンの汚れ点検
- ④ Vベルト点検、調整
- ⑤ 軸受け点検給油
- ⑥ 振動及び騒音の有無点検
- ⑦ 加湿装置、ノズル点検
- ⑧ 冷温水コイル点検、清掃
- ⑨ ドレンパン点検、清掃
- ⑩ ファンモーター電圧、電流、絶縁測定

B ポンプ類

- ① 外観点検
- ② カップリング芯出し点検、調整
- ③ 水漏れ点検
- ④ 軸受け異常音点検
- ⑤ 電圧、電流、絶縁測定
- ⑥ 吸い込み吐出圧点検
- ⑦ 減圧弁確認

（給水ポンプのみ）

- | | | |
|---------------|--|-----------|
| ⑧圧力設定確認各部総合点検 | | (給水ポンプのみ) |
| ⑨動作確認 | 〔フロースイッチ、圧力センサー、自動運転
会列動作、交互切替、波面リレー〕 | (給水ポンプのみ) |
| ⑩圧力タンク封入確認 | | (給水ポンプのみ) |

C ファン類

- ①外観点検
- ②プーリー芯出し点検、調整
- ③Vベルト点検
- ④軸受け異常音点検
- ⑤電圧、電流、絶縁測定

E フィルター設備

- (1) 定期点検 年 4 回 (冷房シーズンイン点検、冷房シーズン中点検、暖房シーズンイン点検、暖房シーズン中点検)

(2) 清掃フィルター一覧

①空調機

(448×425H 36 枚)	1 台
(578×425H 36 枚)	1 台
560×452H 1 枚	
(600×452H 2 枚)	1 台

②空調機

ロールフィルター (点検)	2 台
---------------	-----

③ファンコイルユニット 4 8 台

④全熱交換器

(400 ×400 H 12枚)	3 台
(550 ×550 H 4枚)	1 台

⑤除湿機 (600×300 H 12枚) 6 台

⑥パッケージ

(500×800 H 12枚)	1 台
(500×1000 H12枚)	1 台

(3) 保守点検等内容

- ①フィルター取り外し、取付作業
- ②フィルター清掃、点検作業

増築棟設備機器仕様書

自動制御機器設備

- (1) 定期点検 2 回 (冷房シーズンイン点検、暖房シーズンイン点検)

(2) 点検機器

制御盤

2 面

各種制御計測機器

(3) 保守点検業務内容

A 指示、管理計器

- ①内部及び表面清掃
- ②指示、記録状態点検
- ③計器用電源電圧確認
- ④標準計器による指示記録調整
- ⑤諸組付部、ネジ等の緩み点検、増し締め

B 電気、電子式、温度、湿度、圧力調節器

- ①本体の点検、清掃
- ②内部リレー接点の点検、清掃
- ③ポテンションメーターの点検、調整
- ④諸組付部、ネジ等の緩み点検、増し締め
- ⑤調節部本体、発信器、操作部の総合的作動試験

C 電子式温度、湿度、圧力、濃度発信器

- ①本体の点検、清掃
- ②抵抗値又は、出力信号の測定
- ③配線端子の緩み点検、増し締め
- ④発信器取付部の緩み点検、増し締め

D 電気式操作器 (電動弁、電磁弁、ダンパーモーター、他)

- ①本体清掃
- ②リンケージ組付状況点検及び調整、増し締め
- ③ポテンションメーターの点検、調整
- ④配線端子の緩み点検、増し締め
- ⑤発信器、調節器との総合的作動試験

E データーギャザリングパネル

- ①デジタルポイント、起動停止、NML、ALMの確認
- ②アナログポイント、実測値と指示値の比較及び校正

冷温水発生機

- (1) 定期点検 5 回 (冷房シーズンイン点検、冷房シーズン中 2 回点検、暖房シーズンイン点検、暖房シーズン中 1 回点検)

(2) 点検機器

吸収式冷温水発生機 (ガス焚)

1 台

冷却能力 141Kw

加熱能力 169Kw

冷却塔
冷却能力 40RT 1台

(3) 保守点検業務内容

吸収式冷温水発生機

A 冷房、暖房開始時に行う作業 (2回/年)

- ①冷房、暖房切替作業
- ②機器関係の点検、調整
- ③燃焼装置の点検、調整
- ④安全装置の点検、調整
- ⑤真空度の点検
- ⑥運転状況の点検
- ⑦各部総合点検

B 冷房、暖房運転中に行う作業 (2回/年)

- ①機器関係の点検、調整
- ②燃焼装置の点検、調整
- ③安全装置の点検、調整
- ④真空度の点検
- ⑤運転状況の点検
- ⑥各部総合点検

冷却塔 (2回/年)

- ①水槽清掃
- ②水抜き、水張り
- ③ファンモーター点検
- ④ケーシング点検
- ⑤電圧、電流、絶縁抵抗値の確認

空調、換気設備

(1) 定期点検 2回 (冷房、暖房シーズンイン点検)

(2) 点検機器

空気調和機

ターミナルエアハンドリングユニット

AJS200-MX	2台
AJI100-MX	1台
AJS40-MX	2台

ポンプ類

冷温水ポンプ 1台

65×50×404L/min×30m×5.5Kw

冷却水ポンプ 1台

65×50×610L/min×20m×3.7Kw

(3) 保守点検業務内容

空気調和機

- ①ケーシングの外観点検
- ②ファンランナー点検
- ③Vベルト点検、調整
- ④軸受け点検給油
- ⑤振動及び騒音の有無点検
- ⑥加湿装置の点検

- ⑦冷温水コイルの点検
- ⑧ドレンパン、ドレン排出口点検
- ⑨電圧、電流、絶縁抵抗値の確認

—

ポンプ類

- ①本体の外観点検
- ②グランドパッキン水漏れの点検
- ③カップリング芯出し点検、調整
- ④軸受け異常音点検
- ⑤吸込、吐出圧力点検
- ⑥電圧、電流、絶縁抵抗値の確認

フィルター設備

- (1) 定期点検 4 回（冷房シーズンイン点検、冷房シーズン中点検、暖房シーズンイン点検、暖房シーズン中点検）

- (2) 清掃フィルター
空気調和機

5 台分

- (3) 保守点検業務内容

- ①フィルター取り外し
- ②フィルター清掃、点検
- ③フィルター取付

富山市民芸術創造センター污水中継ポンプ（汚泥処理含）維持管理業務仕様書

1 目 的

富山市民芸術創造センターの污水处理施設の性能を維持し、常に、安全かつ良好な状態を保ち設備の耐久化を図ることを目的とする。

2 対 象

所在地 富山市呉羽町 2 2 4 7 番地の 3
施設名 富山市民芸術創造センター

3 一般的事項

- (1) 保守点検業務を行う際は、事前に甲へ連絡し、甲の指定する者の立会いのもとに実施すること。
- (2) 乙は、作業に当たっては、施設の安全対策に重点をおいて、委託業務に当たること。
- (3) 乙は、甲の承認を受けた保守点検業務計画及び内容を変更しないように十分注意すること。

4 委託期間

- (1) 保守点検等 月 1 回
- (2) 清掃等 年 2 回（おおむね 9 月、3 月とする。）
- (3) 緊 急 時 随時

5 業務内容

(1) 保守点検業務

ア 污水中継ポンプの運転状況の点検を行う。

80A × 300 ℓ / 分 × 3.5m × 1.5KW	3相 200V	2 台
80A × 300 ℓ / 分 × 7.5m × 1.5KW	3相 200V	2 台
80B0 × 300 ℓ / 分 × 7m × 1.5KW	3相 200V	2 台

イ 点検項目

ポンプ外観点検
振動・異音点検
モーター等の電圧・電流・絶縁測定
キャブタイヤケーブル点検
ステータ点検
その他

(2) ポンプ場清掃業務

污水ポンプ場内の沈殿物の除去及び場内の清掃を行う。

6 点検報告書

点検作業の内容・結果について、報告書を作成し甲に提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 点検中異常の有無に留意し、機器等の状況を十分に把握の上、常に予防的保守を行うように注意をすること。
- (2) 点検中に発見した故障箇所及び機器の異常は、速やかに甲の担当者に報告するとともに、必要な措置を講じること。
- (3) 甲より故障発見等の連絡を受けた場合は、速やかに対応をすること。

富山市民芸術創造センターの貯水槽類清掃業務仕様書

- 1 件名 貯水槽類清掃業務
- 2 対象 所在地 富山市呉羽町 2 2 4 7 - 3
施設名 富山市民芸術創造センター
- 3 業務内容 貯水槽（15 トン）一基の清掃
- 4 貯水槽の清掃業務実施要領
 - (1) あらかじめ一日の使用水量を調査し、できるだけ捨水が少量ですむ様、給水バルブを閉じるように努める。ただし、火災発生時等の不測事態に対する用意はあらかじめ考えておくこと。
 - (2) 高圧洗浄機、残水処理機（真空ポンプ）の設置
 - (3) 排水終了後、清掃前の状態を記録撮影（カラー写真）すること。改修必要部分、問題箇所は特に注意して撮影すること。
 - (4) 槽内露出配管部、サクションパイプ、鉄梯子の除錆をした後、防錆処理を行い、フート弁の古いと思われるものは、係員に報告する。
 - (5) 底部堆積物を完全に排出した後、高圧洗浄機で槽内の清掃を行い、残水処理機（真空ポンプ）で底部の汚水を排出すること。
 - (6) 清掃終了後の写真撮影は、前後の比較ができるように作業前と同じ場所を撮影するようこころがけること。
 - (7) 次亜塩素酸ソーダ 50 p p m ~ 1 0 0 p p m 溶液を噴霧して 1 5 分 ~ 3 0 分放置して滅菌を行い、消毒洗浄後は絶対に槽内に立ち入らぬこと。
 - (8) 貯水開始にあたり、ボールタップストレーナ部分に目詰まり、給水量が減少している場合があるので清掃中に一度外して点検すること。止水弁各部の摩耗、損傷具合、止水状態を点検し危惧があれば承認を得て交換すること。

富山市民芸術創造センター 消防用設備保守点検業務仕様書

1 目的

富山市民芸術創造センターの消防用設備等の性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、諸設備の耐久化を図ることを目的とする。

2 対象

所在地 富山市呉羽町 2 2 4 7 番地の 3

施設名 富山市民芸術創造センター

3 一般事項

- (1) 乙は、業務実施にあたり、事前に「保守点検業務年間計画」を作成し、甲に提出すること。
- (2) 乙は、保守点検業務を行う際は、事前に甲へ連絡し、センター職員の立会いのもとに実施すること。
- (3) 乙は、本設備の機能保持のため、6 カ月に 1 回、消防設備士の資格を有する技術員を派遣して、消防法第 1 7 条の 3 の 3 の規定による同法施行規則第 3 1 条の 4 並びに消防庁告示第 3 号第 2 項、第 3 項及び第 4 項の点検を行い、甲の防火管理者の行う点検業務を補佐すること。
- (4) 甲は常に設備が正規の状態にあることに留意し、万一、火災その他によって機器が作動したとき、又は事故を発見したとき、あるいはこの設備に影響を及ぼすおそれのある模様替え等の工事を行うときは、速やかに乙に通知し、甲・乙協力して設備の保全に努めなければならない。
- (5) 定期点検試験に必要とする材料は、全て乙の負担とする。
- (6) 次に掲げる場合に要する費用は、甲の負担とする。
 - ア 甲の都合による工事又は模様替等のため、設備の移設もしくは改修を必要とする場合
 - イ 設備の破損もしくは老朽化による機器の取替えの必要を生じ、甲が認めた場合
 - ウ 天災地変及び甲の責任により機器に損害を生じた場合
- (7) 乙は、保守点検業務終了後、直ちに「点検表」を作成し、甲へ提出すること。
- (8) 乙は、故障等の緊急の場合は、その都度呼出しに即時に応ずるものとし、迅速に正常に復するよう処置するものとする。
- (9) 乙は、保守点検業務実施中、各機器の部品の取替その他の修理を要する箇所を発見した場合は、その都度甲へ連絡し、その指示を受けるものとする。

4 対象設備の内容

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 自動火災報知設備 | (うち、増築棟分) |
| 受信機 128 回線 | 1 台 |
| 総合盤 | 1 5 台 |

定温式スポット	6 個	
差動式スポット	2 3 個	(2 3 個)
煙感知器	2 2 5 個	(1 3 個)

(2) 非常警報設備

防災アンプ	1 式	
スピーカー	1 8 5 個	(4 1 個)

(3) 消火栓設備

屋内外兼用消火栓ポンプ	1 台	
屋内型消火栓	1 2 台	(4 台)
屋外型消火栓	7 台	(2 台)

(4) 消火器設備

A B C 粉末消火器 1 0 型	3 8 台	(7 台)
A B C 粉末消火器 5 0 型	2 台	

(5) 誘導灯設備

誘導灯	5 2 台	(8 台)
誘導標識	2 枚	

(6) 非常電源（専用受電設備）

1 式

(7) 防排煙制御設備

防火扉連動装置	1 0 面	(2 面)
防火シャッター	3 面	(1 面)

I. 保安管理業務の細目

1. 相互の通知

(1) 甲は、次に掲げる場合は、その具体的内容をただちに乙に通知するものとします。

- ① 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ② 低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」といいます。）を設置しており、絶縁監視装置が警報を発した場合
- ③ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- ④ 平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合
- ⑤ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域等を変更する場合
- ⑥ 相続等により権利義務の承継があった場合
- ⑦ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「従事者」といいます。）以外の者が高圧電気設備に近接して、作業を行おうとする場合
- ⑧ 電気事業法第107条第4項に基づく立入検査を受ける場合
- ⑨ 電気工作物の保安に関する書類を所管官庁に提出する場合
- ⑩ 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は訓練を行う場合
- ⑪ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合
- ⑫ 代表者、事業場名又は所在地名に変更があった場合
- ⑬ 電気事業者との契約電力を変更する場合
- ⑭ その他電気工作物の保安に関し、必要な場合

(2) 乙は、次の事項を甲に通知するものとします。

- ① 乙の執務時間内における乙への連絡方法
- ② 乙の執務時間外における乙への連絡方法
- ③ その他必要な事項

2. 危険物のある場合等の通知

甲は、爆発性、可燃性及びその他の危険物質等を貯蔵し、又は取扱う場合、又はこれを変更する場合は、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく乙に通知するものとします。

3. 実施日程等

- (1) 乙は、約款第2条第1項第1号に定める業務を、原則として平日の乙の執務時間に実施するものとし、あらかじめ甲に対して実施予定日を通知するものとします。
- (2) 甲は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力するものとします。
- (3) 年次点検等の実施において、電気事業者の自家用需要家引込用分岐開閉器の開閉操作をする必要がある場合、電気事業者に対する手続きは、乙が行うことができるものとします。

4. 事業場内の立入り等

乙は、保安管理業務を行うため、必要に応じて甲の事業場内に立ち入ることができるものとします。この場合において、乙は、甲の服務規律を尊重するものとします。

5. 記録の確認等

乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとします。

6. 絶縁監視装置等を設置する場合

甲、乙協議のうえ、絶縁監視装置等を設置する場合は、次によるものとします。

- (1) 乙が所有する絶縁監視装置等は、乙が甲の事業場に設置するものとします。
- (2) 甲は、絶縁監視装置等を設置する場所の提供、電灯配線など既存の施設の利用について便宜を供するものとします。
- (3) 絶縁監視装置等及び設置工事に要する費用は、原則として乙の負担によるものとします。
- (4) 絶縁監視装置等の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
- (5) 甲は、絶縁監視装置等を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

7. 絶縁監視装置等の撤去

乙は、次のいずれかに該当する場合は、甲、乙協議のうえ、絶縁監視装置等を撤去するものとします。

- (1) 絶縁監視装置の設置が不適当な電気工作物となった場合、又は絶縁監視装置等による監視が不能となった場合
- (2) 契約の解除又は契約が失効した場合

8. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の確認

乙は、委託契約書第1条に掲げる電気工作物が「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）Ⅱ. 2. (1)」に掲げる、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを、年次点検等において確認を行うこととします。

9. 備品等の整備

甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとします。

10. 契約の発効

本委託契約に伴い、新たに電気事業法施行規則第52条第2項に定める外部委託承認を受ける場合は、有効期限にかかわらず承認日をもってその効力を生じるものとします。

11. 契約の消滅

本委託契約は、次のいずれかに該当する場合には、消滅するものとします。

ただし、本条の履行にあたっては、委託契約の失効に該当する場合を除き、甲は、電気事業法第43条第1項又は第2項の規定を遵守するものとします。

- (1) 契約の解除
- (2) 契約の失効
- (3) 契約期間の満了

12. 電気工作物以外の不安全施設に対する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議の上、甲は速やかに改修するものとします。
- (2) 前項の不安全施設の改修に要する費用は、甲が負担するものとします。
- (3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検及び測定・試験を実施しないことがあります。
- (4) 乙は、不安全施設が長期にわたり改修されないで保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、本委託契約を解除することができるものとします。

13. 合意管轄

甲及び乙は、本委託契約に関する紛争解決について、富山地方裁判所又は、乙が選択する乙の事業所の所在地を管轄する地方裁判所を、管轄裁判所とすることに合意します。

II. 点検及び測定・試験の基準等

1. 定期点検

定期的な電気工作物の点検及び測定・試験は、原則として甲の保安規程に定める定期点検について行うものとします。定期点検は、あらかじめ定期的に予定し、次のとおり行うものとします。なお甲乙協議により定める必要のある事項は別表のとおり行うものとします。

- (1) 月次点検； 定められた点検周期に基づき、甲又はその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったかの点検を行い、通常の運転状態にある電気工作物について、目視点検のほか計測器測定により点検を行う。
- (2) 年次点検； 電気工作物を維持するために、原則として年1回停電し、目視点検及び計測器により点検し、設備ごとの個別機能を検査する。ただし、停電できない場合で、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の停電により設備を停止状態にして行う点検の延伸に係る要件に該当するときは、無停電で目視点検に併せて計測器により、設備の総合機能を点検する。なお、この場合においても、3年に1回停電して点検を行う。

2. 臨時点検

電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ点検及び測定・試験を行うものとします。

なお、電気事故その他前項の場合において、乙が行う応急措置（送電停止、電気工作物の切り離し等）の指導は、甲又は電気事業者の通知に基づいて、電話連絡又は保安業務担当者等の派遣により行います。この場合、甲は、乙が応急措置の指導を行うために必要とする電気事故の発生箇所、異常の状況その他の情報を、的確に乙に連絡するものとします。

3. 立入検査の立会

所管官庁が電気事業法第107条第4項に基づいて行う立入検査には、その都度甲の通知に基づいて、乙が保安業務担当者等を派遣して立会うものとします。

4. 設計の審査

工事の設計審査は、甲の通知を受けて、適用する電気関係法令に対する適合状況を確認し、指導又は助言を行うものとします。

5. 工事中の点検

工事中の点検は、原則として甲の保安規程に定める工事中の点検について行うものとし、甲の通知を受けて毎週1回行い、適用する電気関係法令に対する適合状況及び施工状況を確認し、指導又は助言を行うものとします。

6. 竣工検査

竣工検査は、原則として甲の保安規程に定める竣工検査について、甲と乙が協議の上、実施するものとし、適用する電気関係法令に対する適合状況及び施工状況を確認し、指導又は助言を行うものとします。

7. 絶縁監視装置を設置している場合

乙が、甲に絶縁監視装置を設置している場合は、「絶縁監視装置の性能・保守点検及び警報発生時の応動に関する説明書」により適切に対処します。

なお、乙は警報発生時の受信の記録を3年間保存します。

8. 落雷又は水災による損害のてん補

乙は、甲の高圧受電設備が落雷又は水災により損傷した場合は、乙において加入する「損害保険」で、その修理費をてん補するものとします。

ただし、高圧受電設備に高圧避雷器を設置していない事業場（地中配電線路から引き込む高圧受電の事業場は除く）で落雷により損傷した損害、及び低圧受電の事業場は、適用しません。

「損害保険」（以下「受電設備保証保険」といいます。）の内容は次のとおりとします。

- (1) 修理費のてん補対象機器は、電気事業者との責任分界点から受電設備内の低圧配線用遮断器又は、開閉器2次側までの機器とします。
ただし、1976年製以前の高圧ケーブル、及び架空線は除きます。
- (2) てん補限度額：1事故あたり200万円（免責額2万円は、甲の負担となります。）
- (3) 改修指摘を行った日から3ヶ月以内に改修委託がなされていない機器に発生した損害はてん補できません。
なお、受電設備保証保険の内容等の変更については、乙は甲の了解を得ず変更できるものとし、変更が生じた場合は、甲に変更内容を通知いたします。

以上

富山市民芸術創造センター構内電話交換設備保守点検業務仕様書

1 目 的

富山市民芸術創造センターにおいて、構内電話交換設備等の性能を維持し、安全かつ正常な管理を図る。

2 対 象

所在地 富山市呉羽町 2 2 4 7 番地の 3
施設名 富山市民芸術創造センター

3 一般的事項

- (1) この仕様は、委託の概要を示すものであって、甲に必要と認められる軽易な点検は、仕様書に記載のない事項であっても、乙は誠意をもって適宜実施すること。
- (2) 業務実施にあたっては、関係法令に基づき常に予防的保守を心掛けること。
- (3) 乙は、甲の承認を受けた点検実施計画及び内容を変更しないように十分注意すること。
- (4) 点検作業の内容・結果について、報告書を作成し甲に提出すること。
- (5) 点検中に発見した故障箇所は速やかに修復するものとし、甲に日常実施すべき点検方法、取り扱い要領等を指導すること。
- (6) 甲より故障等の通報を受けたときは、速やかに作業員を派遣し対応すること。
- (7) 次に掲げる保守部品等は、委託料に含まれるものとする。
 - ア 電話機の部品及びコード
 - イ 交換機内の各回路パッケージ・ヒューズ・ランプ
 - ウ 電源装置の蒸留水・ヒューズランプ
 - エ 電話機の移動に伴う軽易な配線工事
- (8) 業務上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

4 業務内容

- (1) 次に掲げる電話交換設備の別紙仕様書に記載された定期保守点検業務
別紙参照
- (2) 業務実施回数
 - (1) 定期点検 年に 2 回（実施日時については事前協議のうえ決定すること。）
 - (2) 緊急時 随時

別紙

番号	対象機器名	製品	型 式	数 量	備 考
1	デジタル電子交換機	日立	C X - 2 5 1 0	1 式	交換機に内蔵 着信表示ランプ(9台)を含む.
2	電源装置		CXA-28AHBATT	1 式	
3	料金管理装置		E S 7 L E	1 台	
4	デジタル多機能電話機		H I T - L 6	6 台	
5	一般電話機(壁掛け型)		H I T - W 2	5 5 台	

富山市民芸術創造センター舞台照明設備保守点検業務仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、富山市民芸術創造センターの舞台照明設備保守点検業務について規定する。

2. 一般事項

- 1) 乙は、業務の実施にあたって関係法令を遵守しなければならない。
- 2) 乙は、業務の実施にあたっては、資格、技能等に適した作業員を配置すること。
- 3) 業務実施は9月の1回とし、事前に甲へ連絡すること。
- 4) 点検に際しては、甲の職員立会いのもとに実施すること。
- 5) 作業にあたっては、施設の安全対策に重点をおいて、委託業務に当ること。

3. 業務内容

別紙富山市民芸術創造センター舞台照明器具保守点検業務仕様書参照

4. 保守点検報告書

保守点検作業の内容・結果について、業務報告書を作成し甲に提出すること。

富山市民芸術創造センター舞台照明器具保守点検業務 仕様書

No.1	主幹盤・調光器盤・保守点検
	主幹盤点検・整備
	1)操作主幹MCCB動作確認
	2) その他分岐MCCB動作確認
	3)各ヒューズ確認
	4) 表示灯類状況確認
	5) Nスイッチ確認
	6) ビス・ナット締め付け確認
	7) 各回路絶縁抵抗測定
	8) 配線状態確認
	9) 盤内清掃
	調光器盤点検・整備
	1) 銅帯接続状態増し締め等
	2) 出力端子台状況確認・増し締め
	3) MCCB動作確認
	4) 各回路絶縁抵抗測定
	5)ヒューズ確認
	6) 配線状態確認
	7) 調光器動作状況
	8) 調光出力電圧測定・調整
	9) 盤内清掃点検
	10) 冷却ファン動作確認
	11) 各コネクタ類点検
No.2	操作卓保守点検
	操作卓
	1)ヒューズ確認
	2)端子締め付け確認
	3)フェーダー出力電圧確認
	4) 各スイッチ点検及び動作確認
	5) テンキー動作確認
	6) 操作主幹スイッチ動作確認
	7) 客席動作部確認

富山市民芸術創造センター舞台照明器具保守点検業務 仕様書

	8) バックアップ動作確認
	9) 各遠方動作パネル動作確認
	10) 安定化電源電圧確認
	11) 各切替スイッチ確認
	12) 各メーター動作確認
	13) フェーダー特性調査
	14) 各コネクター確認
	15) 表示器類動作状況
	メモリー部
	1) 各パイロットランプ点灯確認
	2) メモリー操作部動作確認
	3) パート動作確認
	4) サブ動作部動作確認
	5) エフェクト操作部動作確認
	6) 各フラッシュモード動作確認
	7) CRT表示確認
	8) LCD表示確認
	9) 各マスターフェーダー動作確認
	10) 各モード(記憶、修正等) 動作確認
	11) バッテリーチェック
	マニュアル操作部
	1) P/F切替スイッチ動作確認
	2) 各プリセットフェーダー動作確認
	3) 各フラッシュスイッチ動作確認 (タッチSW)
	4) 段マスター動作確認
	5) クロスフェーダー動作確認
	6) プリセットフェーダー動作確認
	7) レベルインジケーター動作確認
	8) 各パイロットランプ点灯確認
	デジタルクロスバー部
	1) 各パイロットランプ点灯確認
	2) 場面切替スイッチ動作確認

富山市民芸術創造センター舞台照明器具保守点検業務 仕様書

	3) 負荷選択スイッチ動作確認
	4) 各仕込みモード動作確認
	5) 各消去モード動作確認
	6) 各ホールド動作確認
	7) 各モード動作確認
	8) 離席動作確認
	9) 安定化電源電圧確認
	10) バッテリーチェック
	UPS 無停電電源装置
	1) UPSバックアップ確認
No.3	舞台照明器具点検・整備
	舞台照明器具(舞台、客席床面コンセント)
	1) 配線状況確認
	2) ビス・ナット締め付け確認
	3) 清掃点検
	舞台照明器具(舞台上部) ボーダーライト
	1) 配線状況確認
	2) ビス・ナット締め付け確認
	3) モーガルソケット確認
	4) 清掃点検
	舞台照明器具(舞台上部) フライダクト
	1) 配線状況確認
	2) 給電部端子増し締め確認
	3) コンセントダクト点検
	4) 清掃点検
	舞台照明器具 (ギャラリー)
	1) 配線状況確認
	2) ビス・ナット締め付け確認
	3) コンセントダクト点検
	4) 清掃点検
	照明移動器具(スポット)
	フォロースポットライト

富山市民芸術創造センター舞台照明器具保守点検業務 仕様書

	1) 点灯動作確認
	2) 関連機器動作確認
	3) 配線状況確認
	4) 清掃点検
	5) レンズ清掃
	レンズ付きスポット
	1) モーガルソケット確認
	2) 配線状況確認
	3) 端子増し締め確認
	4) 落下防止ワイヤー確認
	5) レンズ清掃
	6) 清掃点検
	レンズ無しスポット
	1) モーガルソケット確認
	2) 配線状況確認
	3) 端子増し締め確認
	4) 落下防止ワイヤー確認
	5) 清掃点検
	つなぎコード
	1) 配線状況確認
	2) 端子増し締め確認

富山市民芸術創造センター音響設備保守点検業務仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、富山市民芸術創造センターの音響設備保守点検業務について規定する。

2. 一般的事項

- 1) 乙は、業務の実施にあたって関係法令等を遵守しなければならない。
- 2) 乙は、業務の実施にあたっては、資格、技能等に適した作業員を配置すること。
- 3) 保守点検業務を行う際は、事前に甲へ連絡すること。
- 4) 点検に際しては、甲の職員立会いのもとに実施すること。
- 5) 作業にあたっては、施設の安全対策に重点をおいて、委託業務に当ること。

3. 業務内容

1) 保守点検設備機器

別紙音響設備機器及びその他関連接続ケーブル等

2) 保守及び点検内容

①保守業務

設備機器の機能低下の防止、正常な状態維持を図る目的で行う消耗品等の補給、容易に交換が可能な故障部品の取り替え、汚れの除去を行うこと。

②点検業務

別紙音響設備点検内容に基づき設備機器の機能及び劣化の状態を点検し、機能に異常又は劣化がある場合は、必要に応じ立ち会い者と協議し対応処置を判断すること。

4. 保守点検報告書

保守点検作業の内容・結果について、業務報告書を作成し甲に提出すること。

5. その他の留意事項

- 1) 乙が業務を実施するにあたり、保守点検中取り替え部品等軽微なものについては、乙の負担とする。
- 2) 業務の実施に当たっては、乙は設備機器の取扱操作を熟知し、富山市民芸術創造センターの管理運営に支障のないよう、適切な処置をとらなければならない。

富山市民芸術創造センター保守点検項目 舞台稽古場

	設備名	備 考		保守内容
1	2階調整部-1	ステレオミキサー	WR-S4416S	清掃接続動作確認
			MONO INPUT 12	
			ST INPUT 4	性能測定
			4GP 4AUX 2MAST	
2	2階調整部-2	ワイヤレスチューナー	WX-4020	接続動作確認
		120W+120W電力増幅器	WP-1200A	清掃接続動作確認
		ステレオプリメインアンプ	SU-Z360-S	
		CD/MDプレーヤ	MD-CD1MKⅡ	
		ダブルカセットデッキ	RS-4750	
		電源制御ユニット	WU-L67	接続動作確認
		マルチコネクト付き入出力コネクト盤	特型	
3	ワゴン卓	オーディオミキサー	WR-X22	清掃接続動作確認
		CDプレーヤ	SL-P3715	
		ダブルカセットデッキ	RS-4750	
		120W+120Wパワーアンプ	WP-DA202	
		入出力コネクター盤	特型	
	ワイヤレス類	ワイヤレスアンテナ		動作確認
		ワイヤレスマイク	ハンド型	
		ワイヤレスマイク	タイピン型	
4	スタンド類	床上型マイクスタンド	WN-5101B	動作確認
		同上用台座	WN-5102B	
	スピーカ類	移動用スピーカ	WS-A200	動作確認
		スタンド	W2-SS200	
		モニタースピーカ	WS-A10-K	
		同上取付金具	W2-SA14	
	コネクト盤類	接続盤	特型	清掃接続動作確認
		オーディオミキサー用入出力コネクト	特型	
		スピーカコネクトプレート(1カ用)		
		マイクコネクトプレート(1カ用)		
		マイクコネクトプレート(2カ用)		
		マイクフロッピーコネクト (1カ用)		
	ケーブル類	音響ワゴン用マルチコネクターケーブル	特型	清掃接続動作確認
		スピーカケーブル	特型	

舞台吊物設備保守点検業務仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、富山市民芸術創造センターの舞台吊物設備保守点検業務について規定する。

2. 一般的事項

- 1) 乙は、業務の実施にあたって関係法令を遵守しなければならない。
- 2) 乙は、業務の実施にあたっては、資格、技能等に適した作業員を配置すること。
- 3) 業務実施回数を年1回とし、保守点検業務を行う際は、事前に甲へ連絡すること。
- 4) 点検に際しては、甲の職員立会いのもとに実施すること。
- 5) 作業にあたっては、施設の安全対策に重点をおいて、委託業務に当ること。

3. 設備内容

No.	装 置 名 称	機 構 方 式	数量
1	カスミ幕（1）	パイプ固定式	1 式
2	B L バトン（1）	手動ウインチ昇降式	1 式
3	S U S バトン（2）	手動ロープ引 C W 昇降式	1 式
4	美術バトン（1）	手動ウインチ昇降式	1 式
5	カスミ幕（2）	パイプ固定式	1 式
6	B L バトン（2）	手動ウインチ昇降式	1 式
7	S U S バトン（3）	手動ロープ引 C W 昇降式	1 式
8	美術バトン（2）	手動ウインチ昇降式	1 式
9	カスミ幕（3）	パイプ固定式	1 式
1 0	B L バトン（4）	手動ウインチ昇降式	1 式
1 1	S U S バトン（4）	手動ロープ引 C W 昇降式	1 式
1 2	美術バトン（3）	手動ウインチ昇降式	1 式
1 3	カスミ幕（4）	パイプ固定式	1 式
1 4	B L バトン（4）	手動ウインチ昇降式	1 式
1 5	S U S バトン（5）	手動ロープ引 C W 昇降式	1 式
1 6	美術バトン（4）	手動ウインチ昇降式	1 式
1 7	S U S バトン（6）	手動ロープ引 C W 昇降式	1 式

No.	装 置 名 称	機 構 方 式	数 量
1 8	UHLボタン（2）	手動ウインチ昇降式	1 式
1 9	美術ボタン（5）	手動ウインチ昇降式	1 式
2 0	引割幕（大黒幕）	手動ロープ引開閉式	1 式
2 1	ホリゾン幕	パイプ固定式	1 式
2 2	袖幕（1）	手動開閉式	1 式
2 3	袖幕（2）	手動開閉式	1 式
2 4	引割幕（1）	手動ロープ引開閉式	1 式
2 5	引割幕（2）	手動ロープ引開閉式	1 式
2 6	袖幕（3）	手動開閉式	1 式

5. 点検内容

- 1) 機構的な点検整備
- 2) ワイヤロープ、ボタンレベルの調整
- 3) その他安全確認

6. 保守点検報告書

保守点検作業の内容・結果について、業務報告書を作成し甲に提出すること。

富山市民芸術創造センター自動ドア保守点検仕様書

1. 適用範囲

別表1に記載する自動ドアを常に良好な運転状態に保ち、その性能を保持するための保守点検業務に関し規定する。

2. 一般的事項

- 1) 乙は、業務の実施にあたって関係法令を遵守しなければならない。
- 2) 乙は、業務の実施にあたっては、資格、技能等に適した作業員を配置すること。
- 3) 業務実施基本月を6月、9月、11月、1月の4回、センター北玄関のみ年1回6月に実施するものとし、保守点検業務を行う際は、事前に甲へ連絡すること。
- 4) 点検に際しては、甲の職員立会いのもとに実施すること。
- 5) 乙は、作業に当っては、施設の安全対策に重点をおいて、委託業務に当ること。

3. 業務内容

1) 点検項目

- A ドア・サッシ部
- B 懸架部
- C 動力部・作動部
- D 制御装置
- E センサー部
- F 電気回路
- G 総合動作
- H その他

2) 保守点検内容

A 各部の確認

機能または部品の劣化破損状況等の有無を視覚又は検査機器で確認する。

B 制御装置の精密点検整備

作動状況を視覚、検査機器にて確認するほか、開閉速度についても確認調整を実施する。

C 検知器の精密点検整備

作動状況を視覚、検査機器にて確認するほか、取付けビス検知範囲、検知感度等の総合的な判断を行い確認調整を実施する。

D 各部の清掃等

- ①ドア、サッシ部の建付け調整、補修及び清掃
- ②自動ドアボックス内の動力部・作動部の調整、補修及び清掃
- ③電気回路の絶縁抵抗の測定と一次電流及び二次電流側での電圧の測定、電線被覆の亀裂、破損の補修及び清掃

別表 1

自動ドア型式・設置場所・台数

自動ドア型式	設置場所	台数
DES150	センター南玄関	2台
DES150	センター北玄関	1台
DES150 DC2WIS	センター西玄関	1台

可燃物収集運搬業務仕様書

- 1 件名 富山市民芸術創造センター可燃物収集運搬業務
- 2 対象
所在地 富山市呉羽町 2 2 4 7 - 3
施設名 富山市民芸術創造センター
- 3 注意事項
(1) 富山市民芸術創造センター及び来訪者等に支障を与えてはならない。
(2) 可燃物の搬出にあたっては、散らかさないよう注意すること。
(3) 作業にあたっては、乙名の入っている作業服を着用すること。
- 4 業務実施要項
1 週間に 2 回（定められた曜日）収集運搬する。ただし、祝祭日及び事前に指示した日を除く。又は事前に指示した日に変更する。
- 5 業務内容
甲のゴミ集積場に搬入された可燃物の収集運搬を行なうものとする。

富山市民芸術創造センター等保安警備業務仕様書

1 目的

富山市民芸術創造センター等において、安全かつ正常な管理を図る。

2 対象

所在地 富山市呉羽町 2 2 4 7 番地の 3

施設名 富山市舞台芸術パーク 敷地面積 8 4 , 3 9 8 , 8 4 m² (別図参照)

富山市民芸術創造センター 延べ床面積 9 , 3 1 7 4 m²

3 一般的事項

- (1) この仕様は、委託の概要を示すものであって、乙が必要と認め指示した事項は、仕様書に記載のない事項であっても、乙は誠意をもって実施すること。
- (2) 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務に当たること。
- (3) 乙は、職務上知り得た事項を他に漏らさないこと。
- (4) 乙は、来客及び電話の応対を親切丁寧に行うこと。
- (5) 乙は、館内及び敷地内での拾得物があった場合は、引継物件とともに乙の責任者へ届け出ること。
- (6) センター内で保安警備業務に従事する者は、乙の指定する制服等を着用すること。
- (7) センター内の保安警備業務に従事する者の行為が、委託業務に違背する行為等として認められる場合、乙はこの者に代え、新たな保安警備業務に従事する者の配属を乙に命ずることができる。

4 警備方法

- (1) 常駐警備
- (2) 自動通報装置による機械警備

5 警備の担当時間等

- (1) 常駐警備
 - ア 毎日 7 時～8 時 3 0 分 (1 人)
 - 1 7 時 4 5 分～2 3 時 1 5 分 (1 人)
 - * ただし、年末、年始は休館日のため機械警備とする。
- (2) 機械警備
 - ア 毎日 2 3 時 1 5 分～翌日 7 時
 - イ 休館日 7 時～翌日 7 時
- (3) 発表会等イベント開催時警備
 - 開催日の開場から終演までの間、及びその前後で甲が指定する時間帯とする。
 - * ただし、1 日 4 時間以上の警備を要請するものとする。

6 警備の内容

- (1) 常駐警備
 - ア 火災・盗難の発見予防、不審者及び違法駐車 の 排除

- イ 水道及びガス元栓の閉塞状態の確認
- ウ 施設内の照明の点灯及び消灯
- エ 開錠及び施錠の確認等
- オ 非常事態時の非常放送、避難誘導、関係機関への通報など

(2) 機械警備

- ア 夜間及び休館時は、機械式警備設備により、館内侵入者、不審者及び火災の発見に対応すること。
- イ 上記非常時には、速やかに現場に隊員が急行し一次対応にあたること。

(3) 発表会などイベント開催時

- ア 来場者等の安全な施設滞在のための保安警備
- イ (1) のア及びオの対応

7 緊急事態発生時の対応

緊急事態発生に際しては、迅速かつ適切な処置を講じ、直ちに甲が別に指定する責任者へ連絡するとともに、事態に応じ関係機関に連絡し、協力して事態の対応、処置にあたること。

8 警備員の資格及び名簿等

- (1) 資格 警備業法及び同法施行規則に規定する教育を終了した者で、経験年数3年以上の者。
- (2) 名簿 委託業務執務にあたる警備員の経歴及び資格等を記載した名簿を前もって甲に提出すること。

9 センターの警備状況報告書

委託時間中に生じた事項については、次の報告書を作成し甲に提出すること。

(1) 巡回警備状況報告書

- ア 記載事項 定められた事項の点検確認及び処理状況。
巡回時間の明記。
- イ 提出時期 委託時間終了後に提出すること。

(2) 事故発生報告書

- ア 記載事項 事故発生の状況、内容、その対応の方法及びその他必要事項。
- イ 提出時期 事故発生の都度、速やかに提出すること。

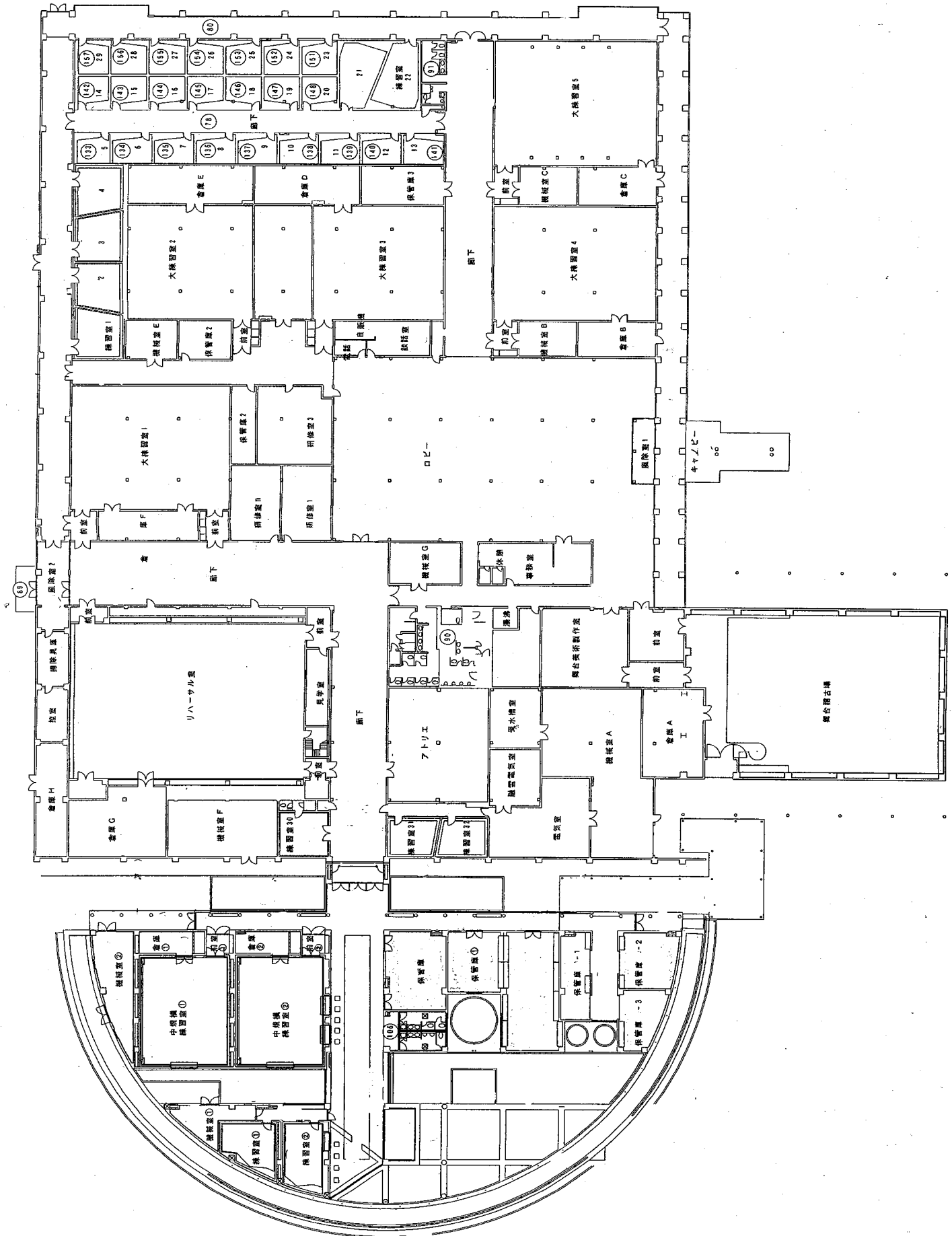
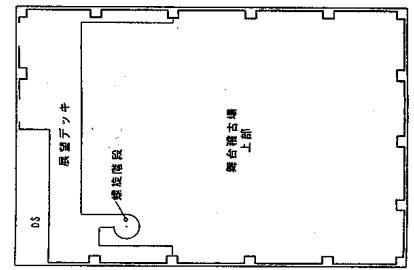
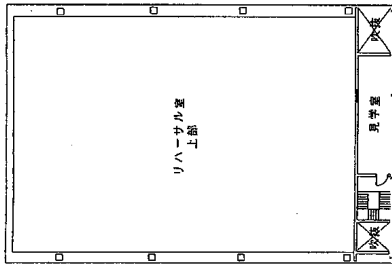
10 損害の保障及び免責事項

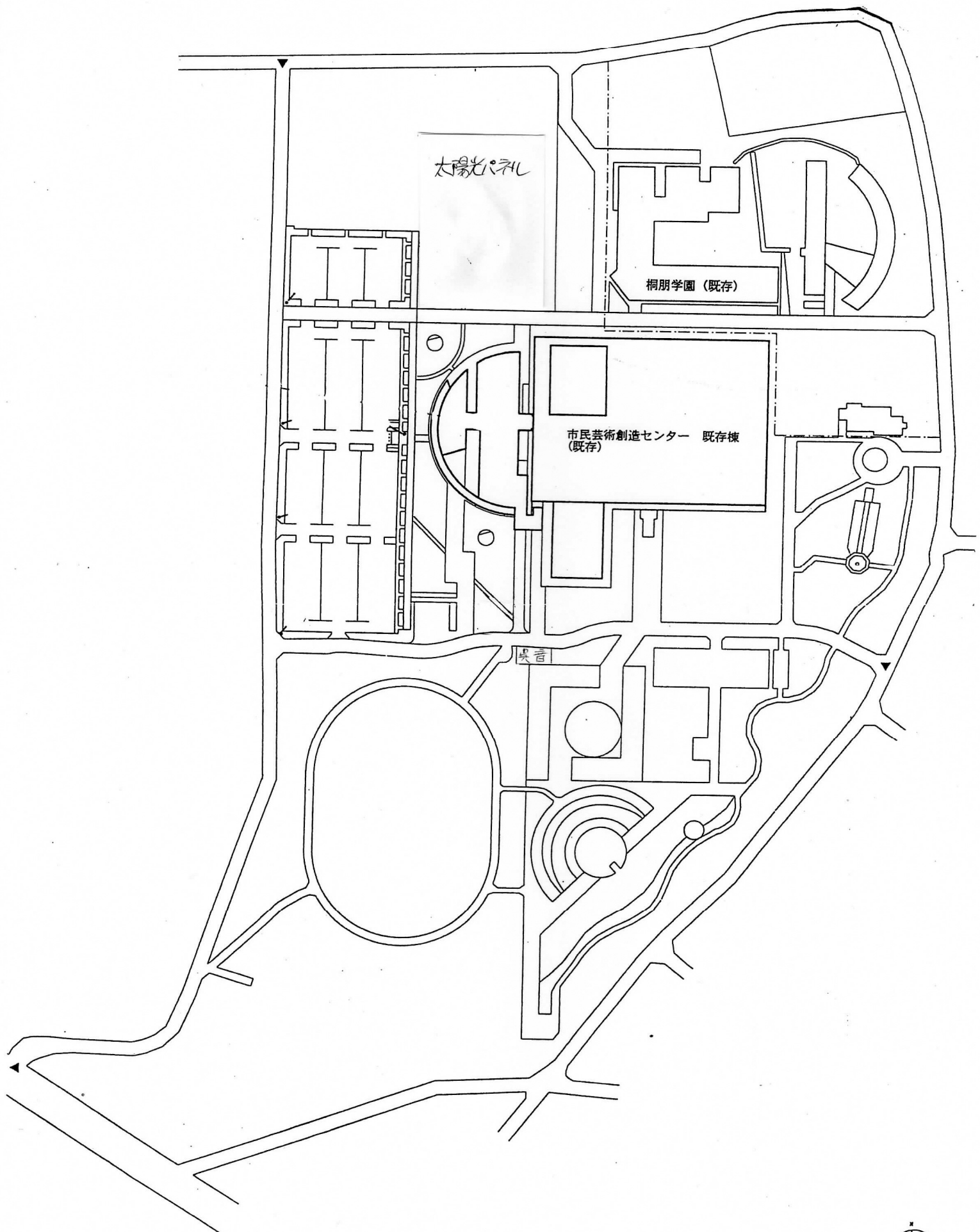
(1) 補償事項

- ア 委託期間中に、警備員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）については、乙が補償すること。
- イ 委託期間中に、警備員が被った損害については、乙が補償すること。

(2) 免責事項

- ア 甲の瑕疵によるもの。
- イ 天災地変その他不可抗力によるもの。





富山市民芸術創造センター等清掃業務仕様書

1 目 的

富山市民芸術創造センターとその周辺管理地及び管理地内公衆便所の清掃等を委託することにより、センター等の美観及び清潔を保ち、衛生的な環境の維持を図ることを目的とする。

2 対 象

所在地：富山市呉羽町 2 2 4 7 番地の 3

施設名：富山市民芸術創造センター（延べ床面積 9, 3 1 7 m²、構造既存棟：鉄骨造平屋建一部 2 階、増築棟：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建）とその周辺管理地（敷地面積 88, 073.7 m²のうち 28,400 m²）及び管理地内公衆便所（延べ床面積 2 6 . 9 6 m²、水洗式）

3 勤務を要しない日

休館日（1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで）及び甲の指定する日

4 一般的事項

(1) この仕様書は作業の大要を示すものであり、「甲」が指示した軽易な作業又は本書に記載されていない事項であっても「乙」は業務実施計画に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。

(2) 乙は下記の書類を作成し、甲に提出すること。

ア 清掃業務実施計画書 当該月の前月 2 5 日まで

イ 清掃業務実施報告書 当該月の翌月 5 日まで。（公衆便所については、清掃業務実施日報を公衆便所に備えること。）

(3) 乙は、業務に従事する従事者の配置に当たっては、経験豊かで有能な者を選び、業務遂行に支障のない人員を配置すること。

(4) 乙は、業務を総括するため、総括責任者及び現場責任者（以下「責任者」という。）を

1 人選任し、業務の総括及び指揮監督その他一切の事項を処理させるものとする。なお、責任者は誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって業務を完遂するものとする。

- (5) 従事者に統一した作業服を着用させ、清潔なものとすること。なお、名札を付ける等見分けを容易にすること。
- (6) 甲は、業務に関する指示等を行なう際は、責任者に対して行い、乙の従事者に対し直接これを行ってはならない。
- (7) 甲が従事者のうち不適格者があると認めた場合、その旨乙に通知し、当該従事者の交替を申し出ることができる。この場合、乙が甲の申出を正当と認めたときは、速やかに従事者の交代を行うものとする。
- (8) 乙及び従事者は、業務上知り得た甲の業務に関する事項を他人に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。
- (9) 業務実施のために使用する電力、給水料については、甲の負担とし、乙はこれらの使用について極力節減に努めなければならない。
- (10) 甲は乙に対し、業務において契約書及び仕様書に適合しないと認めたときは、その業務の内容変更及び手直しを命ずることができる。
- (11) 乙は、床材質の特性を十分検討のうえ、最適の清掃資材を使用すること。
- (12) ア 乙は、業務を実施するため使用する機械器具、諸材料等は、床、壁面等を損壊することのない良質のものをを用いること。
イ 業務に使用する機械器具、諸材料（各種洗剤、ワックス等）の費用は一切乙の負担とする。ただし、トイレットペーパー、水石鹸、ビニール袋、ピアノ用科学雑巾及びクリーナー等は、甲が支給する。

5 清掃業務区分

日常清掃及び定期清掃とし、清掃箇所、面積及び回数は別紙のとおりとする。

6 清掃業務実施方法

(1) 日常清掃

- ア 原則として午前7時30分から午前11時15分までの間に実施すること。
- イ 事務室・会議室・ロビー・通路・キャノピー・談話室・集会室は午前8時30分までに完了すること。
- ウ 午前9時より使用申込を受けた練習室等については、午前8時45分までに完了すること。
- エ 各部屋からの紙屑・空缶等は、集積場に搬出すること。
- オ 施設内所定の場所にある茶殻、空缶等は、ビニール袋に収納し、ゴミ集積場に搬出すること。
- カ ゴミ集積場に搬入されたゴミ等は可燃物・不燃物毎に、不燃物については空缶、その他のものに分別すること。
- キ トイレ・シャワー室は朝のうちに巡回し、汚物、汚れ等がないよう常に清潔にしておくこと。
- ク センター周辺管理地についても清掃を行うこと。

(2) 定期清掃

- ア 実施日については、甲が実施する日の1ヵ月前までに乙に指示する。
- イ ごみ拾いについては、毎週月曜日、休館日の場合は火曜日に実施する。

7 清掃業務の内容

(1) 日常清掃

項 目	内 容
床掃き・掃除	箒及び化学処理モップを用いて床面のゴミ等を除去する。
床水拭き、モップ拭き	清水を用い、モップは強く絞って拭く。
カーペット、靴拭マスの清掃	真空掃除機で吸塵し、特にカーペットについては、汚れがある場合は、洗剤で汚れを除去する。
手すり、ドア、ソファ、テーブル、低壁、備品、金属類の清掃	ちり払いのうえ、場所により水拭き又は空拭きとする。 特に汚れが目立つところは、洗剤で汚れを除去する。
衛生陶器類、鏡、汚物処理等の清掃	①洗面所、談話室、湯沸室、練習室の陶器類及び鏡は、洗剤を用いて水洗いをし、乾布で拭き取る。 ②便器は薬品で清掃し、尿着色防除を行い、便器外面及びその付帯部その他衛生陶器は、トイレットクレンザーを使用し清掃する。
ピアノ（37台）の清掃	ピアノ用科学雑巾を使用し、汚れが目立つところはクリーナーで除去する。
茶殻処理	指定場所にある茶殻を火の後始末を確認のうえ、ビニール袋で回収し、ゴミ集積場へ搬出し、容器を清掃する。
シャワー室の清掃	適性洗剤を使用して洗浄し、乾布にて拭き上げる。
消耗品取り替え	トイレットペーパー・水石鹸等の残量を確認し、取り替える。
ガラス清掃	水拭きをした後、乾いた布で拭く。
ゴミ拾い	ピロティ、キャノピー、駐車場、公園のゴミ、空缶拾い。
ゴミ収集	所定のごみ集積場に搬出する。
キャノピー床清掃	掃き掃除を実施し、床の油汚れを洗剤で除去する。

(2)定期清掃

項 目	内 容
床掃き・掃除	箒及び化学処理モップを用いて床面のゴミ等を除去する。
床水拭き、モップ拭き	清水を用い、モップは強く絞って拭く。
カーペットの清掃	真空掃除機で吸塵し、織り目にそって掃除する。 汚れがある場合は、洗剤で汚れを除去する。
床面洗浄	床面の材質に適した洗剤を用いて汚れを除去し、磨きをかけて艶をだす。
床面洗浄ワックス	床面の材質に適した洗剤を用いて汚れを除去し、適正床維持剤の塗布を行う。
カーペット・クリーニング（拭き取り方式）	回転型カーペットクリーナにて、ほこり等を十分に吸塵した後、ポリッシャーにヤーンパッドを接着し、専用の洗剤をジュータン面に噴霧しながら、表面の汚れをぬぐって除去する。
窓及び窓ガラス等の清掃（高所作業台は必要としない）	①ガラス両面に特殊洗剤を薄く塗布する。 ②ウインド、スクイジー等の器具を使い拭き取りをし、その後、タオルで仕上げる。
高所防塵	箒及び化学処理モップを用いて高所のほこりを取る。
通路照明器具清掃	照明器具等を洗剤で洗った後、水拭きをする。
谷樋の清掃	箒等を用いて落ち葉等のゴミを除去する。
ごみ拾い	ピロティ、キャノピー、駐車場、公園のゴミ、空缶拾い。

富山市民芸術創造センター蛍光灯設置表

設置箇所及び名称	品番	数量(本数)	備考欄
廊下 1	FPL55EX-N	2 0	
廊下 2	FPL554EX-N	2 0	
廊下 3	FPL55EX-N	2 4	
廊下 4	FPL36EX-N	3 6	
廊下 6	FPL36EX-N	3 0	
廊下 7	FPL27EX-N	8	
通路 1	FLR40SW/M	1 7	
通路 2、3	FLR40SW/M	2 3	
合 計		1 7 8	

通路①

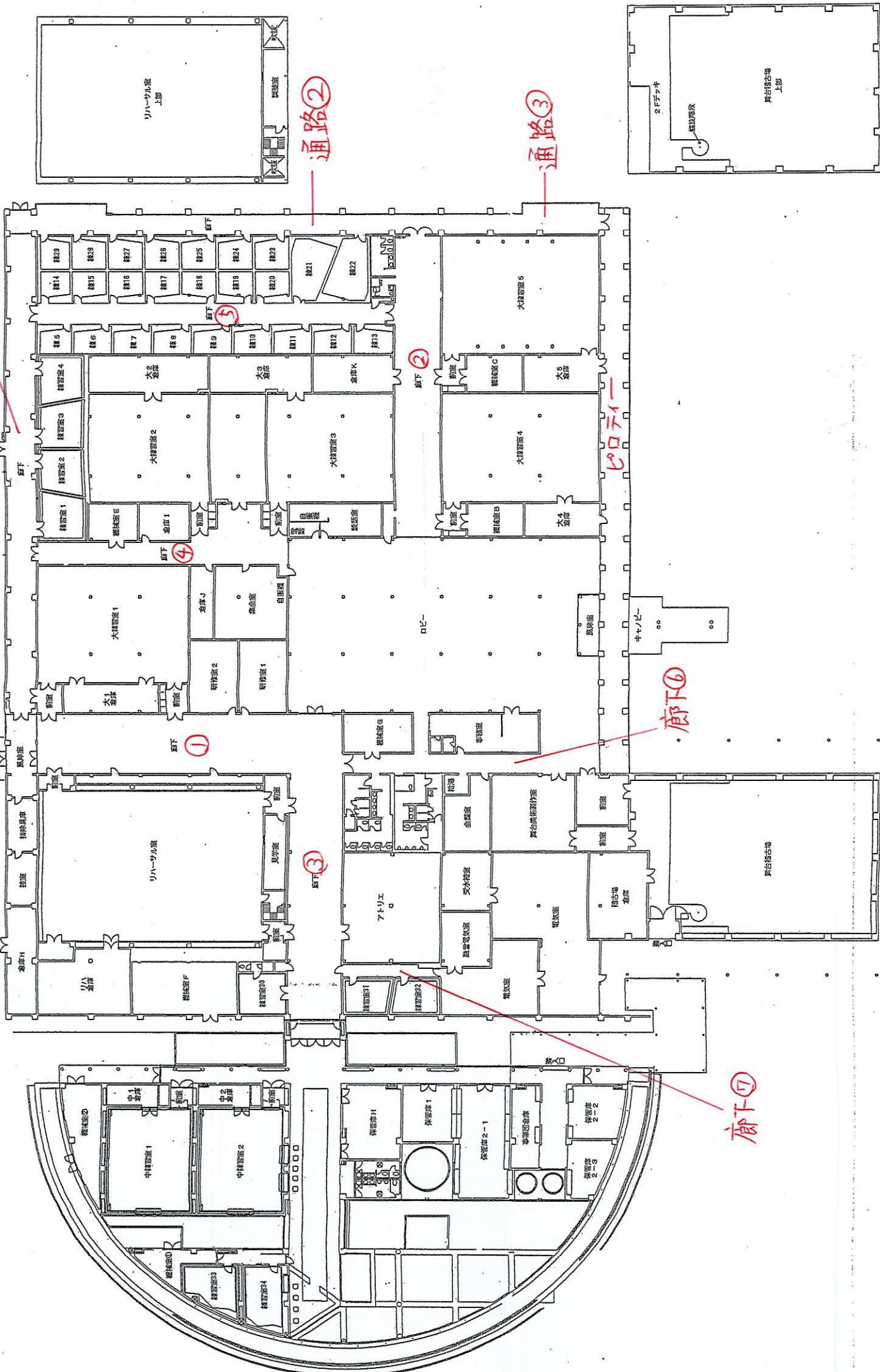
キャビ

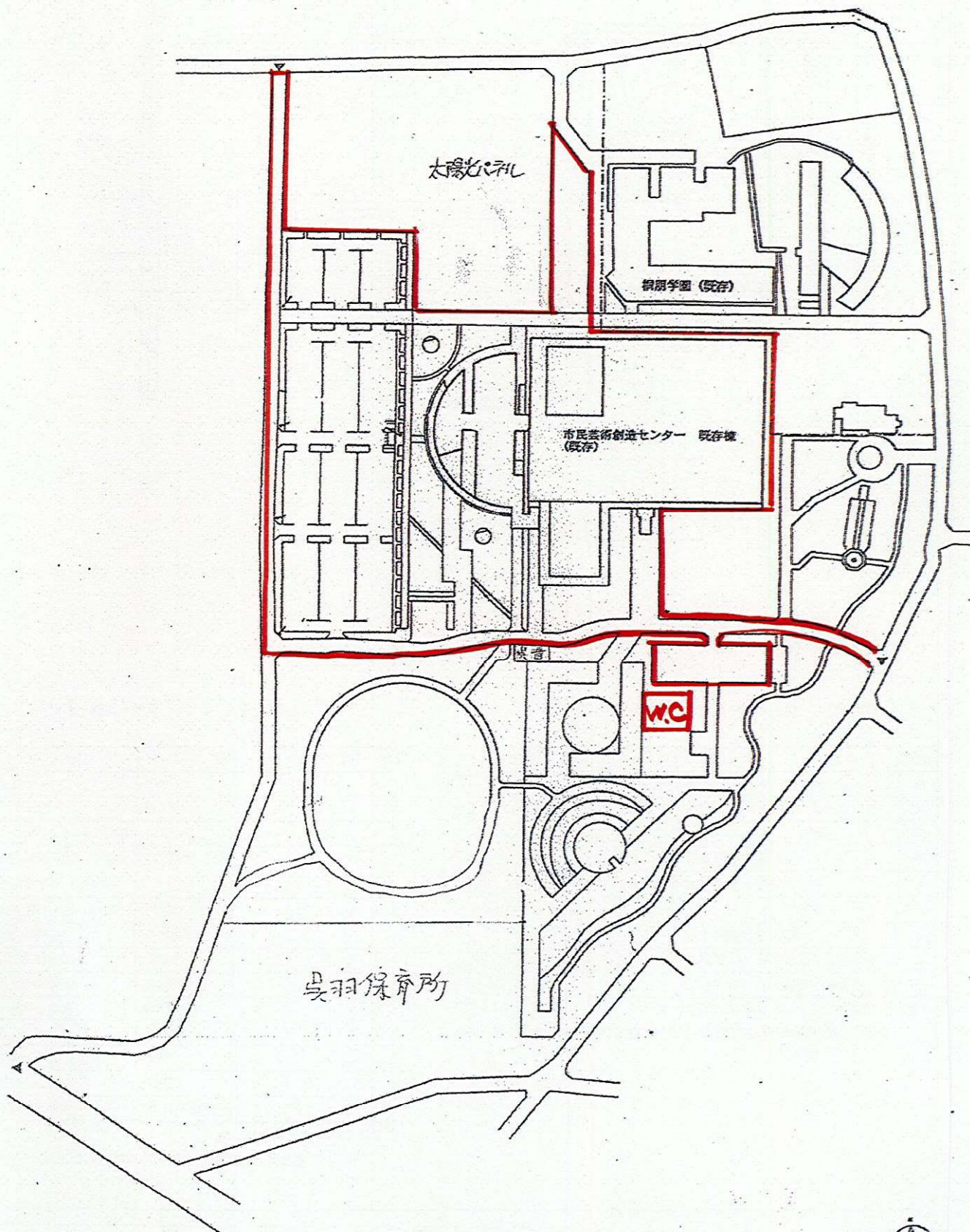
通路②

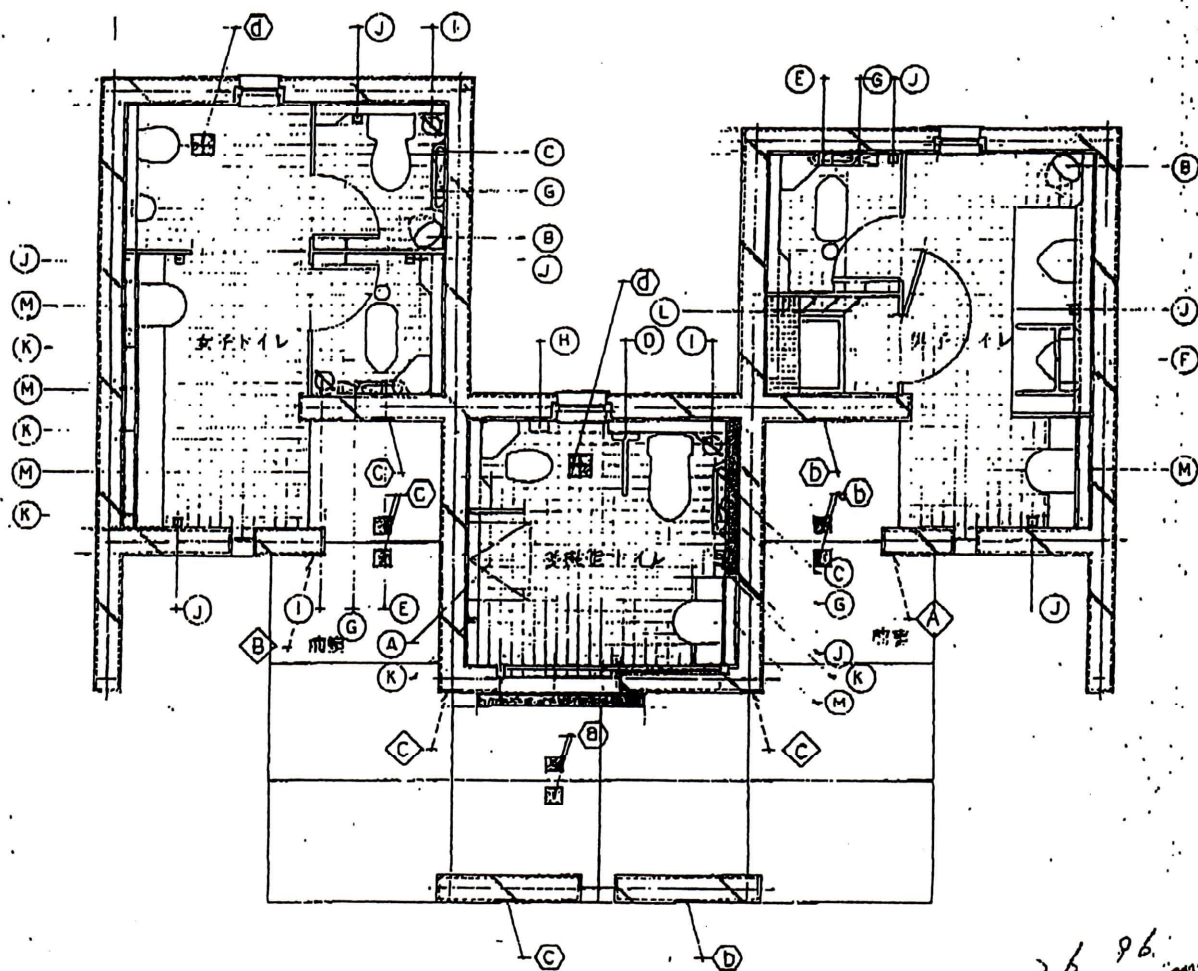
通路③

廊下⑥

廊下⑦







金物、備品、器具・サイン配置図 1:50

金物・備品・器具 リスト (参考品)

タイル埋め込みサイン仕様 (床・壁面)

用 途	参 考 品 番		男 子	女 子	合 計
シート	YKA21R	1			1
ビーター	YKA11		1	1	2
用途手すりL型 (L=600)	T112CR1	1		1	2
掛け便器用可動式手すり ね上げタイプ (L=700)	T112CH2	1			1
用途手すりI型 (L=400)	T112C4		1	1	2
便器用手すり	T112CU1		1		1
付き二重紙巻器	YH60W	1	1	2	4
タッチ紙巻器	TS116MD	1			1
ホームボックス	UTR420	1		2	3
立て	YKH300	1	3	4	8
当りフック	YKH21	2		3	5
フック	YKH20		3		3
難燃防止形化粧鏡	TS119AEAYV12	1	1	3	5

※ 参考メーカー TOTO

記号	色	サイズ	場 所	校数
(a)	イエロー系	150角	多機能トイレ通路/床	2
(b)	ブルー系	150角	男子トイレ前室1/床	2
			/壁	1
			通路正面外壁/壁	1
(c)	ピンク系	150角	女子トイレ前室2/床	2
			/壁	1
			通路正面外壁/壁	1
(d)	イエロー系	100角	多機能トイレ内幼児用便器前/床	4
			女子トイレ内幼児用小便器前/床	4

※ 材質 150角、100角磁器外装用目

・取り付け位置に関しては、展開図及び平面詳細図参照の事

・取り付け位置に関しては、展開図及び平面詳細図参照の事

委託業務仕様書

この仕様書は、業務の実施に係る事項を示すものであって、実施に当たっては、甲、乙誠意をもって行うものとする。尚、甲が乙に委託する業務の範囲及び内容については、「保守点検仕様書」によるものとする。

(法令の遵守)

第1条 乙は業務の実施に当たって、関係法令を遵守しなければならない。

(業務の実施)

第2条 乙は業務の実施に当たって、誠実且つ善良なる管理者の注意をもって業務を行うものとする。

(業務の実施責任)

第3条 乙の行った業務の実施に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、乙は甲に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、乙の責に基づかないときは、この限りではない。

(業務の計画及び実施報告書)

第4条 乙はこの契約に基づき、業務に関する実施計画を策定し、甲の承認を得て、計画的に業務を実施するものとする。

2 乙は業務を実施したときは、報告書等の書面をもって、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

3 甲は、乙に対し、随時、業務の実施状況の報告を求めることができる。

(業務計画以外の確認及び調査)

第5条 乙は甲からの連絡に基づき、適時、楽器の状況確認及び修理を行うものとする。

(実施の確認及び支払い)

第6条 乙は、業務に係る契約額の全部又は一部を甲に請求する時は、甲の指定する検査員の確認を受けるものとする。

2 乙は前項の確認に合格したときは、所定の手続きに従って業務委託料の支払いを甲に請求するものとし、甲は適正な請求書受領後30日以内に乙に支払いを行うものとする。

(権利・義務の譲渡などの禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙の次の各号の一つに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結又は履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) この契約の内容を履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。
- (3) 前各号の他、この契約を解除した場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

（損害賠償）

第10条 乙は、乙がこの契約の内容に違反し、甲に損害を与えた場合においては甲の請求に基づき、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与え、又は甲の施設及び物品などを損傷又は汚損したときは、直ちに現状回復又は損害の賠償をしなければならない。

（秘密の保持）

第11条 乙は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（異常または事故の報告）

第12条 乙は、対象機器、装置等に異常を認めた場合及び事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、監督員及び甲の関係者に通知しなければならない。

（契約に定めのない事項）

第13条 この契約に定めのない事項またはこの契約に疑義を生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

チェンバロ保守点検仕様書

対象

野神チェンバロフレミッシュタイプ

保守点検	回数	年 1 回
定期調律	回数	年 8 回

保守内容

- (1) 鍵盤調整
 - A 鍵盤アガキ、ナラシ調整
 - B バランスホール等調整
 - C カプラー調整
- (2) レジスター調整
- (3) ジャック調整
 - A センターピン調整
 - B ジャックスプリング調整
 - C エンドピン調整
 - D スタガーリング調整
- (4) プレクトラム調整
 - A プレクトラム摩耗チェック
 - B ブォイシング
- (5) ダンパー調整
- (6) バフ（リュート）ストップ調整
- (7) チューニングピン調整
- (8) ジャックストップレール調整
- (9) タッチ調整
- (10) 調律

定期調律点検内容

調律及び上記点検項目のうち必要部分の調整

委託業務仕様書

この仕様書は、業務の実施に係る事項を示すものであって、実施に当たっては、甲、乙誠意をもって行うものとする。尚、甲が乙に委託する業務の範囲及び内容については、別紙2「保守点検仕様書」によるものとする。

（法令の遵守）

第1条 乙は、業務の実施に当たって、関係法令を遵守しなければならない。

（業務の実施）

第2条 乙は業務の実施に当たっては、資格、技能等で適した従業員を配置するものとする。

2 乙は、誠実且つ善良なる管理者の注意をもって業務を行うものとする。

（業務の実施責任）

第3条 乙の行った業務の実施に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、乙は甲に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、乙の責に基づかないときは、この限りではない。

（責任者の選任）

第4条 乙は、業務の実施に当たり、責任者を選任し、次の任に当たらせるものとする。

（1）業務の実施に関する甲との連絡及び調整

（2）業務に従事する乙の従業員の管理及び指揮監督

（業務の計画及び実施報告書）

第5条 乙はこの契約に基づき、業務に関する実施計画を策定し、甲の承認を得て、計画的に業務を実施するものとする。

2 乙は業務を実施したときは、報告書等の書面をもって、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

3 甲は、乙に対し、随時、業務の実施状況の報告を求めることができる。

（実施の確認及び支払い）

第6条 乙は、業務に係る契約額の全部又は一部を甲に請求する時は、甲の指定する検査員の確認を受けるものとする。

2 乙は前項の確認に合格したときは、所定の手続きに従って業務委託料の支払いを甲に請求するものとし、甲は適正な請求書受領後30日以内に乙に支払いを行うものとする。

(権利・義務の譲渡などの禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙の次の各号の一つに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結又は履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) この契約の内容を履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。
- (3) 前各号の他、この契約を解除した場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、乙がこの契約の内容に違反し、甲に損害を与えた場合においては甲の請求に基づき、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与え、又は甲の施設及び物品などを損傷又は汚損したときは、直ちに現状回復又は損害の賠償をしなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(異常または事故の報告)

第12条 乙は、対象機器、装置等に異常を認めた場合及び事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、監督員及び甲の関係者に通知しなければならない。

(契約に定めのない事項)

第13条 この契約に定めのない事項またはこの契約に疑義を生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

保守点検仕様書

対 象	スタインウェイ	モデル D - 2 7 4 型	2 台
回 数	保守点検	年 各 2 回	
	定期調律点検	年 各 1 0 回	

保守点検内容

- 1 鍵盤調整
- 2 鍵盤の高さ調整
- 3 絃合せ
- 4 ウィッペン合せ
- 5 打絃距離調整
- 6 ジャック前後の調整
- 7 ジャック上下の調整
- 8 ハンマー接近量の調整
- 9 鍵盤の深さの調整
- 10 ハンマードロップ量の調整
- 11 バックチェックの調整
- 12 レペティションスプリングの調整
- 13 ダンパー調整
- 14 ペダルの調整
- 15 調律
- 16 整音
- 17 清掃

定期調律点検内容

調律及び上記点検項目のうち必要部分の調整

その他

ピアノ本体の清掃消耗品の提供

委託業務仕様書

この仕様書は、業務の実施に係る事項を示すものであって、実施に当たっては、甲、乙誠意をもって行うものとする。尚、甲が乙に委託する業務の範囲及び内容については、別紙2「保守点検仕様書」によるものとする。

（法令の遵守）

第1条 乙は、業務の実施に当たって、関係法令を遵守しなければならない。

（業務の実施）

第2条 乙は業務の実施に当たっては、資格、技能等で適した従業員を配置するものとする。

2 乙は、誠実且つ善良なる管理者の注意をもって業務を行うものとする。

（業務の実施責任）

第3条 乙の行った業務の実施に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、乙は甲に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、乙の責に基づかないときは、この限りではない。

（責任者の選任）

第4条 乙は、業務の実施に当たり、責任者を選任し、次の任に当たらせるものとする。

（1）業務の実施に関する甲との連絡及び調整

（2）業務に従事する乙の従業員の管理及び指揮監督

（業務の計画及び実施報告書）

第5条 乙はこの契約に基づき、業務に関する実施計画を策定し、甲の承認を得て、計画的に業務を実施するものとする。

2 乙は業務を実施したときは、報告書等の書面をもって、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

3 甲は、乙に対し、随時、業務の実施状況の報告を求めることができる。

（実施の確認及び支払い）

第6条 乙は、業務に係る契約額の全部又は一部を甲に請求する時は、甲の指定する検査員の確認を受けるものとする。

2 乙は前項の確認に合格したときは、所定の手続きに従って業務委託料の支払いを甲に請求するものとし、甲は適正な請求書受領後30日以内に乙に支払いを行うものとする。

（権利・義務の譲渡などの禁止）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙の次の各号の一つに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結又は履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) この契約の内容を履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。
- (3) 前各号の他、この契約を解除した場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、乙がこの契約の内容に違反し、甲に損害を与えた場合においては甲の請求に基づき、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与え、又は甲の施設及び物品などを損傷又は汚損したときは、直ちに現状回復又は損害の賠償をしなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(異常または事故の報告)

第12条 乙は、対象機器、装置等に異常を認めた場合及び事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、監督員及び甲の関係者に通知しなければならない。

(契約に定めのない事項)

第13条 この契約に定めのない事項またはこの契約に疑義を生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

ピアノ保守点検仕様書

対象

N X - 4 0 A	5 台
B S - 1 C	7 台

回数	・ N X - 4 0 A	
	保守点検	年 1 回
	定期調律点検	年 2 回
	・ B S - 1 C	
	定期調律点検	年 2 回

保守点検内容

・ N X - 4 0 A

①アクション部調整

ネジ締め

フレンジ点検

ハンマー間隔走り

弦合せ

鍵盤整調

ベッティングスクリュース調整

鍵盤高さ調整

鍵盤間隔調整

鍵盤深さ調整

ジャック上下・前後調整

打弦距離

調律

止音

共鳴・雑音

ハンマー接近

ハンマー戻り

ハンマーストップ

レペティションスプリング強さ

ダンパー 掛け

ダンパー 総上げ

ダンパーレバーとレバーストップレールの間

ペダル調整

サスティンロッドの掛け

整音

②各部の状況（評価）

チューニングピン

弦

ベアリング

響板

ダンパー

ハンマー

アクション

鍵盤

ペダル

外装

・ B S - 1 C

①アクション部調整

ネジ締め

フレンジ点検

ハンマー間隔走り

弦合せ

鍵盤整調

鍵盤高さ調整

鍵盤間隔調整

鍵盤深さ調整

調律

止音

共鳴・雑音

ハンマー接近

ハンマーストップ

ブライドルテープ隙

スプーン掛け

ダンパー 総上げ

シャンクストップレールの際
ペダル調整
整音

②各部の状況（評価）

チューニングピン
弦
ベアリング
響板
ダンパー
ハンマー
アクション
鍵盤
ペダル
外装

定期調律点検内容

調律及び上記点検項目のうち必要部分の調整

その他

ピアノ本体の清掃消耗品の提供

委託業務仕様書

この仕様書は、業務の実施に係る事項を示すものであって、実施に当たっては、甲、乙誠意をもって行うものとする。尚、甲が乙に委託する業務の範囲及び内容については、別紙2「保守点検仕様書」によるものとする。

（法令の遵守）

第1条 乙は、業務の実施に当たって、関係法令を遵守しなければならない。

（業務の実施）

第2条 乙は業務の実施に当たっては、資格、技能等で適した従業員を配置するものとする。

2 乙は、誠実且つ善良なる管理者の注意をもって業務を行うものとする。

（業務の実施責任）

第3条 乙の行った業務の実施に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、乙は甲に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、乙の責に基づかないときは、この限りではない。

（責任者の選任）

第4条 乙は、業務の実施に当たり、責任者を選任し、次の任に当たらせるものとする。

（1）業務の実施に関する甲との連絡及び調整

（2）業務に従事する乙の従業員の管理及び指揮監督

（業務の計画及び実施報告書）

第5条 乙はこの契約に基づき、業務に関する実施計画を策定し、甲の承認を得て、計画的に業務を実施するものとする。

2 乙は業務を実施したときは、報告書等の書面をもって、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

3 甲は、乙に対し、随時、業務の実施状況の報告を求めることができる。

（実施の確認及び支払い）

第6条 乙は、業務に係る契約額の全部又は一部を甲に請求する時は、甲の指定する検査員の確認を受けるものとする。

2 乙は前項の確認に合格したときは、所定の手続きに従って業務委託料の支払いを甲に請求するものとし、甲は適正な請求書受領後30日以内に乙に支払いを行うものとする。

(権利・義務の譲渡などの禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙の次の各号の一つに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結又は履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) この契約の内容を履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。
- (3) 前各号の他、この契約を解除した場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、乙がこの契約の内容に違反し、甲に損害を与えた場合においては甲の請求に基づき、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与え、又は甲の施設及び物品などを損傷又は汚損したときは、直ちに現状回復又は損害の賠償をしなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(異常または事故の報告)

第12条 乙は、対象機器、装置等に異常を認めた場合及び事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、監督員及び甲の関係者に通知しなければならない。

(契約に定めのない事項)

第13条 この契約に定めのない事項またはこの契約に疑義を生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

ピアノ保守点検仕様書

対象

MC 9 0 6 台

回数	定期調律点検	年 2 回
	定期点検	年 2 回

定期調律点検内容

調律及び下記点検項目のうち必要部分の調整

・点検項目

①アクション部調整

ネジ締め

フレンジ点検

ハンマー間隔走り

弦合せ

鍵盤整調

鍵盤高さ調整

鍵盤間隔調整

鍵盤深さ調整

調律

止音

共鳴・雑音

ハンマー接近

ハンマーストップ

ブライドルテープ隙

スプーン掛け

ダンパー総上げ

シャンクストップレールの隙

ペダル調整

タッチ

整音

②各部の状況（評価）

チューニングピン

弦

ベアリング

響板

ダンパー

ハンマー

アクション

鍵盤

ペダル

外装

定期調査内容

上記点検項目のうち必要部分の調査

その他

ピアノ本体の清掃消耗品の提供

委託業務仕様書

この仕様書は、業務の実施に係る事項を示すものであって、実施に当たっては、甲、乙誠意をもって行うものとする。尚、甲が乙に委託する業務の範囲及び内容については、別紙2「保守点検仕様書」によるものとする。

（法令の遵守）

第1条 乙は、業務の実施に当たって、関係法令を遵守しなければならない。

（業務の実施）

第2条 乙は業務の実施に当たっては、資格、技能等で適した従業員を配置するものとする。

2 乙は、誠実且つ善良なる管理者の注意をもって業務を行うものとする。

（業務の実施責任）

第3条 乙の行った業務の実施に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、乙は甲に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、乙の責に基づかないときは、この限りではない。

（責任者の選任）

第4条 乙は、業務の実施に当たり、責任者を選任し、次の任に当たらせるものとする。

（1）業務の実施に関する甲との連絡及び調整

（2）業務に従事する乙の従業員の管理及び指揮監督

（業務の計画及び実施報告書）

第5条 乙はこの契約に基づき、業務に関する実施計画を策定し、甲の承認を得て、計画的に業務を実施するものとする。

2 乙は業務を実施したときは、報告書等の書面をもって、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

3 甲は、乙に対し、随時、業務の実施状況の報告を求めることができる。

（実施の確認及び支払い）

第6条 乙は、業務に係る契約額の全部又は一部を甲に請求する時は、甲の指定する検査員の確認を受けるものとする。

2 乙は前項の確認に合格したときは、所定の手続きに従って業務委託料の支払いを甲に請求するものとし、甲は適正な請求書受領後30日以内に乙に支払いを行うものとする。

(権利・義務の譲渡などの禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙の次の各号の一つに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結又は履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) この契約の内容を履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。
- (3) 前各号の他、この契約を解除した場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、乙がこの契約の内容に違反し、甲に損害を与えた場合においては甲の請求に基づき、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与え、又は甲の施設及び物品などを損傷又は汚損したときは、直ちに現状回復又は損害の賠償をしなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(異常または事故の報告)

第12条 乙は、対象機器、装置等に異常を認めた場合及び事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、監督員及び甲の関係者に通知しなければならない。

(契約に定めのない事項)

第13条 この契約に定めのない事項またはこの契約に疑義を生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

ピアノ保守点検仕様書

対象

C 5	3 台
C 3	1 4 台

回数 C 5 及び C 3 (練習室 1 0 から 1 2, 1 4 から 1 8, 2 1, 2 2)

保守点検 年 1 回

定期調律点検 年 2 回

C 5 及び C 3 (リハーサル室、大練習室 1 から 4)

保守点検 年 1 回

定期調律点検 年 3 回

保守点検内容

①アクション部調整

ネジ締め

フレンジ点検

ハンマー間隔走り

弦合せ

鍵盤整調

ベッティングスクリュース調整

鍵盤高さ調整

鍵盤間隔調整

鍵盤深さ調整

ジャック上下・前後調整

打弦距離

調律

止音

共鳴・雑音

ハンマー接近

ハンマー戻り

ハンマーストップ

レペティションスプリング強さ

ダンパー掛り

ダンパー総上げ

ダンパーレバーとレバーストップレールの間

ペダル調整

サスティンロッドの掛り

整音

②各部の状況（評価）

チューニングピン

弦

ベアリング

響板

ダンパー

ハンマー

アクション

鍵盤

ペダル

外装

定期調律点検内容

調律及び上記点検項目のうち必要部分の調整

その他

ピアノ本体の清掃消耗品の提供

仕 様 書

1. ハードウェア保守（保守対象機器）

品 名	メーカー	型 番	数量
サーバー	Hewlett Packard Enterprise	Pro Liant ML30 Gen9	1 台
バックアップ用HDD	バッファロー	TS-3410DN	1 台

※消耗品、消耗性部品、それらの交換に関わる労務費は別途

※その他の機器に関しては、スポット対応とし修理代金、その対応に関わる労務費は別途

2. ソフトウェア保守（保守対象ソフトウェア）

品 名	数量
富山市民芸術創造センター予約システム ・ サーバーソフトウェア システム本体（プログラム、データベース） ・ クライアントソフトウェア 利用者用端末プログラム、管理用端末プログラム ・ ホームページ用ソフトウェア レンタルサーバー設置プログラム	1 式

3. 業務報告

上記保守業務の実施内容について、翌月10日までに月次報告を行うものとする。

また、契約期間満了後に、月次報告をまとめた業務完了報告を行うものとする。

富山市舞台芸術パーク緑地維持管理業務委託仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この仕様書は、公益財団法人富山市民文化事業団（以下「財団」という。）の委託する富山市舞台芸術パーク緑地（以下「緑地」という。）の維持管理業務に必要な事項を定めたものである。
2. 仕様書に相違がある場合には、受託者は財団に確認しなければならない。

第 2 条 確認・検査

1. 受託者は、富山市舞台芸術パーク緑地維持管理業務委託内訳書（以下「内訳書」という。）に明記した業務回数に基づき、その業務完了後、財団に確認を受けなければならない。
2. 受託者は、その業務完了後、財団職員立会いのうえ、検査を受けなければならない。
3. 受託者は、確認、検査のため必要な資料の提出、その他の処理につき財団の指示に従わなければならない。

第 3 条 現場管理

1. 受託者は、業務の安全に留意し現場管理を行い、災害の阻止を図らなければならない。
2. 受託者は、作業中財団の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為、または公衆に迷惑を及ぼすなどの施工方法をしてはならない。
3. 受託者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などについて注意を払い、常にこれに対処できるよう準備をしておかななければならない。
4. 受託者は、作業中に事故が発生した場合には、直ちに財団に通報するとともに事故報告書を財団が指示する日までに、提出しなければならない。

第 4 条 諸法令、諸法規の遵守

受託者は、業務にあたり諸法令、諸法規等を遵守しなければならない。

第5条 提出書類等

1. 受託者は、委託契約締結後、速やかに業務日程表を財団に提出しなければならない。
2. 受託者は、委託業務終了後、業務完了届に次に掲げる写真を添付し、財団に提出しなければならない。
 - ①受託者は、業務の施工状況が判明する写真。
 - ②記録写真は、業務の段階ごとに所定用紙に貼付して、撮影箇所、説明等を記入。
 - ③業務着手前及び業務完了の場合は、全景が判明できる写真。
 - ④記録写真は、業務完了届とともに財団に提出しなければならない。

第6条 跡片付け

受託者は、業務の全部又は一部の完了に際しては、その責任と費用負担において、残材、廃物、木くず等を撤去及び処分しなければならない。

第2章 植 物 管 理

第1条 剪 定

1. 一般事項

- (1) 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整止、こみすぎによる病虫及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものである。
- (2) 剪定方法には、枝おろし（大枝おろし）、枝すかし、ふところすかし、切り詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等があり、それぞれ樹種、形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行う。
- (3) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てる。
- (4) 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。また、一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
- (5) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。
- (6) 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定する。
- (7) 剪定した枝葉は、まとめてすみやかに処理すると共に樹木周辺をきれいに清掃する。

2. 剪定方法

- (1) 大枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥離しないよう、切断予定箇所の数10cm以上であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ、切返しを行い切除する。大枝の切断面には必要に応じて財団の指示により防腐処理を施す。
- (2) 切詰剪定は、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定する。この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、しだれやなぎなどは内芽）を残すものとする。
- (3) 切返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切取、及び樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合などに行う。
剪定は適性な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。
骨格枝となっている枯枝及び古枝を切取の場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切取る。
- (4) 枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中すかしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝の付け根から切取る。

3. 弱剪定

- (1) 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上このましくないものを樹

木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。

(2) 主として剪定すべき枝

1) 枯 枝

2) 成長のとまった弱小の枝（以下「弱小枝」という。）

3) 著しく病虫害におかされている枝（以下「病虫害枝」という。）

4) 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝（以下「障害枝」という。）

5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝（以下「危険枝」という。）

6) 樹冠、樹形及び生育上不必要な枝（以下「不要枝」という。）

a, やご（ひこばえ）

b, 幹ぶき（胴ぶき）

c, 飛び枝（徒長枝）

d, からみ枝

e, 逆さ枝

f, きり枝

g, ふところ枝

h, その他（車枝、立枝、対生枝、平行枝等）

(3) 病虫害枝、障害枝は、全体の樹形を考慮しつつ剪定する。

(4) 枯枝、弱小枝等はそのつけ根から切取る。

4. 強剪定

(1) 強剪定とは弱剪定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。

(2) 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。

(3) 古枝で先端部が大きなこぶとなっているもの、又割れ腐れ等がある場合は、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。

第2条 刈込み

1. 一般事項

(1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を充分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。

(2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。又針葉樹については萌芽力を損わないよう、樹種の特性に依り充分注意しながら芽つき等を行う。

(3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。

(4) 数年の期間において刈込みを実施する場合、第1回の刈込みの際に一度に刈

込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。

2. 生垣刈込み

- (1) 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込み、天端をそろえる。
- (2) 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて、枝葉の疎蜜をなくすよう、枝の誘因を行う。枝の結束には、しゅろ縄をもちいる。
- (3) 刈取った枝は、すみやかに処理する。特に枝葉が樹間内に残らないようきれいに取去ること。刈込んだ樹木、寄植等の周辺は、きれいに清掃する。

第3条 施 肥

1. 一般事項

- (1) 所定の施肥量を肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、施肥方法について財団と協議する。
- (2) みぞ及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

2. 生垣施肥

- (1) 寒肥は、生垣の両側に縦穴を1箇所ずつ計2箇所1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。
- (2) 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm程度の溝を掘り溝底に所定の肥料を敷込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。
- (3) 縦穴、溝の位置は細根の密生部分より外側とする。

3. 下木施肥

- (1) 1本立ちおよび小規模な寄植えの場合
輪肥、壺肥を主体とし、その方法は上期施肥に準ずる。
縦穴及び溝の深さは20cm程度とする。
- (2) 列植の場合
生垣施肥に準ずる。
- (3) 群植、大規模な寄植えの場合
有機質肥料については、1㎡当たり3ヶ所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化学肥料については、植込内に均一に散布する。

第4条 除 草

1. 抜取除草

- (1) 既存地被類をいためないよう除草器具などを用いて根ごと取除く。
- (2) 抜き取った雑草は、すみやかに処理すると共に、除草跡はきれいに清掃する。

2. 刈取除草

- (1) 既存植物をいためないよう鎌などをもちいて、根際より刈取る。

(2) その他は「抜取除草」に準ずる。

3. 薬剤除草

(1) 実施に先立ち、対象となる雑草の種類、生育段階（休眠期、発芽期、幼葉期盛期）、除草剤に対する性質等並びに使用する除草剤の使用方法、実施日、及び来園者への周知徹底の方法について財団と協議する。

(2) 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施する。

(3) 希釈液は、指定の濃度となるように正確に希釈混合し、指定量をむらなく均一に散布する。

(4) 植込地内の下木、草花、来園者及び隣地等にかからないよう充分注意すること。

第5条 芝生地

1. 刈込み

(1) 芝生地内にある石、あき缶等障害物はあらかじめ取除く。

(2) 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないように均一に刈り込む。

(3) 刈込み高は財団と協議する。

(4) 樹木の根際、さく類のまわりなど、機械刈りの不適當又は不能の場合は手刈りとする。

(5) 縁切りは、寄植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう寄植類にあっては、樹冠の垂直投影線より10cm程度外側で垂直に切込み、せん除する。

(6) 刈り取った芝は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。

2. 施肥

(1) 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。

(2) 肥料を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面がぬれている時は行わない。

3. 目土かけ

(1) 目土は植物の根茎、ガレキ等がなく、必要に応じてふるい分けしたものをもちいる。

土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう、念入に混合する。

(2) 目土は指定の厚さに、とんぼ等を用いて、むらなく均一に充分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行う。

4. 除草

抜取除草

(1) 芝生をいためないように、除草器具などをもちいて、根よりていねいに抜き取る。

(2) 抜き取った雑草は、すみやかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

薬剤除草

- (1) 実施に先立ち、対象となる雑草の種類、生育段階（休眠期、発芽期、幼葉期盛期）、除草剤に対する性質等、並びに使用する除草剤の使用方法、実施日、及び来園者への周知徹底の方法について財団と協議する。
- (2) 散布日は風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施する。
- (3) 希釈液は、指定の濃度となるよう正確に希釈混合し、指定量をむらなく均一に散布する。
- (4) 芝生地の灌木、草花、来園者及び隣地等にかからないよう充分注意する。

第6条 草 地

1. 草刈り

- (1) 草地内にある石、あき缶等障害物はあらかじめ取除く。
- (2) 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈残しのないよう均一に刈込む。尚、刈高は財団と協議する。
- (3) 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。又それらにからんでいる蔓性雑草もきれいに除去する。
- (4) 刈草は指定箇所に運搬集積し、すみやかに処理するとともに刈跡はきれいに清掃する。

第7条 清 掃

1. 集水桤清掃

- (1) 集水桤に詰まっている土、ゴミ類、及び落葉等を雨水等が流れ易いように取り除き指定箇所に運搬処理する。
- (2) 可燃性ゴミと不燃性ゴミとに分離する場合は、それぞれ確実に仕分けし、指定方法により処理する。

2. 池清掃

- (1) 池内に散乱するゴミ類と共に、落葉、落枝等も取り除き、指定箇所に運搬処理する。
- (2) 可燃性ゴミと不燃性ゴミとに分離する場合は、それぞれ確実に仕分けし、指定方法により処理する。
- (3) タイル及びタイル目地等は、ブラシ等を用いて土、藻等を取り除く。
- (4) 屋根や柱のある箇所は、蜘蛛の巣等を取り除く。

令和6年度 富山市舞台芸術パーク 緑地維持管理業務委託 仕様内訳書

No.1

作 業 内 容	数	量	回数	仕 様
Aゾーン				
芝生管理(A)乗用式 芝刈り		9,900㎡	4回	乗用式
施肥(B)			1回	機械
除草剤散布			2回	人力・芝生地用
目土かけ 機械			1回	散布機
芝生管理(B)ハンドガイド				
芝刈り		4,600㎡	4回	ハンドガイド
施肥(B)			1回	人力
除草剤散布			2回	人力・芝生地用
目土かけ 人力			1回	人力
芝生管理(C)肩掛式				
芝刈り		380㎡	4回	肩掛式
施肥(B)			1回	人力
除草剤散布			2回	人力・芝生地用
目土かけ 人力			1回	人力
清掃				
集水桝清掃		86ヶ	1回	人力
池清掃		1,600㎡	3回	人力

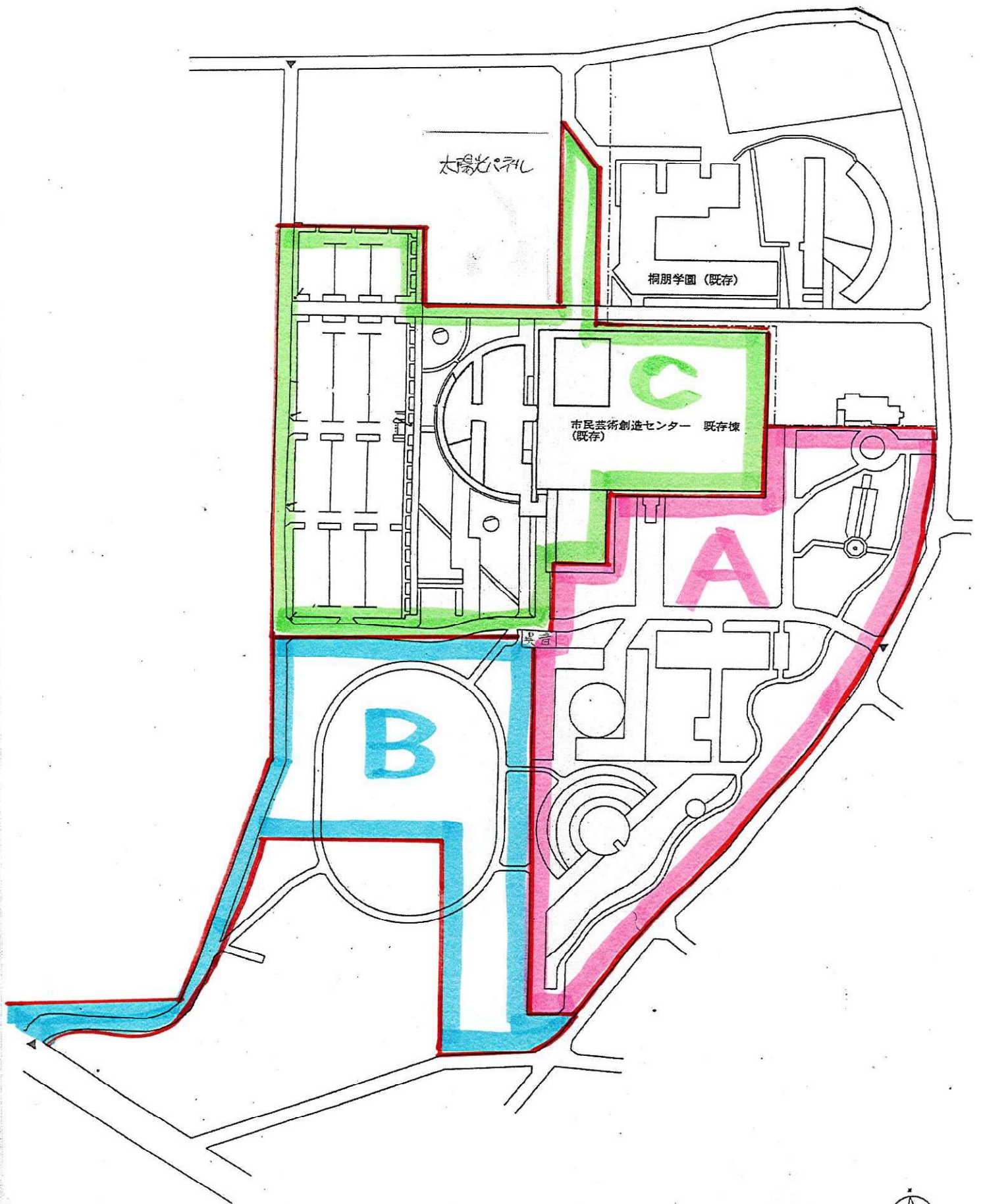
作 業 内 容	数	量	回数	仕 様
植樹帯				
除 草		1,300㎡	3回	肩掛式
除 草				
樹木管理		790㎡	1回	機械
生垣刈込み			1回	人力
生垣施肥			2回	人力
除 草(生垣下)			1回	
防除		50㎡	1回	人力
寄植剪定刈込み			1回	人力
寄植施肥			1回	人力
除 草(寄植内)			3回	人力
防除			1回	
ABゾーン				
除草		4,600㎡	3回	肩掛式
草刈り(園路沿い等)			2回	人力・非農耕地用
除草剤散布(園路沿い等)		691.1㎡	1回	肩掛式
草刈り(北側:桐朋学園境)				

作 業 内 容	数 量	回 数	積 算
Bゾーン			
芝生管理(B)ハンドガイド 芝刈り	4,600㎡	4回	ハンドガイド
施肥(B)		1回	機械
除草剤散布		2回	人力・芝生地用
目土かけ 機械		1回	機械
芝生管理(C)肩掛式 芝刈り	2,800㎡	4回	肩掛式
施肥(B)		1回	人力
除草剤散布		2回	人力・芝生地用
目土かけ 人力		1回	人力
樹木管理			
寄植剪定刈込み 7本リ7	170㎡	1回	機械
寄植施肥		1回	人力
除 草(寄植内)		3回	人力
防除		1回	
寄植剪定刈込み ドウダン	30㎡	1回	機械
寄植施肥		1回	人力
除 草(寄植内)		3回	人力
防除		1回	
生垣刈込み	40㎡	1回	機械
生垣施肥		1回	人力
除 草(生垣下)		2回	人力
防除		1回	
高木基本剪定 常緑広葉	4本	1回	φ 30cm未満
落葉広葉	26本	1回	φ 30cm未満
針葉	3本	1回	φ 30cm未満
防除	30本	1回	

作 業 内 容	数 量	回 数	積 算
地被類管理			
除 草	140㎡	3回	人力
施肥		1回	人力
清掃			
側溝 蓋有り	420m	1回	蓋有り
側溝 蓋無し	30	1回	蓋無し
皿形側溝	70	1回	
集水桝	26ヶ	1回	蓋有り
ABゾーン			
灌水			
造園工	2人	5回	

作 業 内 容	数 量	回数	仕 様
Cゾーン			
芝生管理(C)肩掛式 芝刈り 施肥 (B) 除草剤散布 目土かけ 人力	700㎡	4回 1回 2回 1回	肩掛式 人力 人力・芝生地用 人力
芝生管理(B)ハンドガイド 芝刈り 施肥(B) 除草剤散布 目土かけ 機械	3,000㎡	4回 1回 2回 1回	ハンドガイド 機械 散布機 機械

作 業 内 容	数 量	回数	仕 様
樹木管理 寄植剪定刈込み 機械 寄植施肥 除 草(寄植内) 防除 高木基本剪定 φ30cm未 防除	1,350㎡ 満 117本	1回 1回 3回 1回 1回 1回	機械 人力 人力 φ30cm未満
地被類管理 除草 施肥	130㎡	3回 1回	人力 人力
排水溝清掃 側溝 集水桝 皿形側溝	1,011㎡ 40ヶ 14m	1回 1回 1回	蓋有り 蓋有り
灌水 造園工	2人	5回	
注 除草・刈込み・剪定には、その作業において発生する 刈り草及び剪定枝等の集積・運搬・処理費を含む。			



太陽光パネル

桐朋学園 (既存)

市民芸術創造センター 既存棟
(既存)

B

A

C



富山市舞台芸術パーク公園内ポンプ保守管理業務仕様書

1 目 的

富山市舞台芸術パーク公園内ポンプ室関係設備の性能を維持し、常に、安全かつ良好な状態を保ち設備の耐久化を図ることを目的とする。

2 対 象

所在地	富山市呉羽町 2 2 4 7 番地の 3
施設名	富山市舞台芸術パーク公園内ポンプ室関係設備

3 一般的事項

- (1) 乙は、業務の実施にあたって関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、業務の実施にあたっては、資格、技能等に適した作業員を配置すること。
- (3) この業務委託は、地下水を別表 1 の除鉄基準に基づく水質の散水及び送水を行うための業務を甲に代って行うものである。
- (4) この仕様は、委託の概要を示すものであって、甲が必要と認め指示した事項は、仕様書に記載のない事項であっても、乙は誠意をもって実施すること。
- (5) 業務を行う際は、事前に甲へ連絡し実施すること。
- (6) 乙は、作業に当たっては、施設の安全対策に重点をおいて、委託業務に当たること。

4 業務内容等

1) 別紙 1 の点検項目に基づく業務内容

- (1) 自動給水ユニット一式の点検及び運転
- (2) 除鉄除マンガン装置の点検及び運転
- (3) その他各機器の運転及び維持管理
- (4) 貯水槽内の点検及び維持管理
- (5) 降雪感知器の運転及び維持管理
- (6) 消雪ノズルの清掃及び調整
- (7) 凝集剤及び酸化剤の補充（散水時間延 1 2 5 時間）
- (8) 水質の維持管理及び簡易水質検査
- (9) その他甲、乙協議して定めた事項

2) 業務実施回数

- (1) 定期点検 1 カ月に 4 回
- (2) 緊急時 随時

5 報告書

業務の内容・結果について、報告書を作成し、その都度、甲に提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 点検中異常の有無に留意し、機器等の状況を十分に把握の上、常に予防的保守を行うように注意すること。
- (2) 点検中に発見した故障箇所及び機器等の異常は、速やかに甲に報告するとともに、必要な措置を講

じること。

- (3) 甲より故障発見等の連絡を受けた場合は、速やかに対応すること。
- (4) 機器部品は、委託料には含まない。ただし、小部品、小規模工事については、委託料に含まれるものとする。
- (5) 業務上知り得た内容を他人に漏らさないこと。

別表 1

項 目	処 理 水 の 許 容 限 度
水素イオン濃度(PH)	5以上 9以下
鉄	0.3ppm 以下
マンガンイオン	0.05ppm以下

別紙 1

1. 自動給水制御盤
 - 1) No.1 ポンプ、No.2 ポンプ
 - 電圧測定
 - 運転電流
 - 運転時間測定
 - 2) インバータ
 - 周波数測定
 - 3) フロートレスリレー
 - 4) 冷却ファン
 - 5) 冷却ファンのフィルター
清掃
2. 除鉄・除マンガン装置制御盤
 - 1) 逆洗ポンプ
 - 電流測定
 - 2) コンプレッサ
 - 電流測定
3. 電動弁操作室（公園散水系、池給水系、融雪系）
 - 1) 各電動弁
 - 切換状況
 - 切換動作
 - 2) スノーリレー
 - 3) 給水タイマー
4. 井戸ポンプ盤
 - 1) 井戸ポンプ盤
 - 電流測定
 - 2) フロートレスリレー
5. ポンプ（給水1号、給水2号、逆洗ポンプ）
 - 電流測定
 - 圧力測定
 - グランドパッキンの調整
 - ドレンつまり
 - 運転音
6. コンプレッサ
 - 1) コンプレッサ
 - 1次圧力測定
 - 2次圧力測定
 - 2) ドレン
 - 水ヌキ
 - 3) 圧力スイッチ

7. 除鉄・除マンガン装置

1) 除鉄・除マンガン装置

入口圧、出口圧

流量

2) 自動弁の動作

3) 自動エアヌキ弁

4) 力にがし弁

5) 逆洗動作

6) 水質

色、濁度

8. 薬剤

1) 酸化剤の使用量

2) 凝集剤の使用量

9. 薬剤注入ポンプ

1) 酸化剤ポンプ、凝集剤ポンプ

ポンプダイヤル

エアぬき

注入口のつまり

ブレードホース

10. 貯水槽

水位、水質

11. 降雪感知器

感知作動の調整

12. 消雪ノズル

目詰まり清掃

流量調整

富山市民芸術創造センターバンド設備・音響設備保守点検業務仕様書

1 目的

富山市民芸術創造センター（以下、センターという）のバンド練習用設備・音響設備の性能を維持し、常に良好な使用状態を保ち、諸設備の耐久化を図ることを目的とする。

2 施設の名称

所在地 富山市呉羽町 2 2 4 7 番地の 3

施設名 富山市民芸術創造センター

3 業務内容

(1)対象設備

- ・バンド練習用設備一式。（大練習室 2、練習室 3 1～3 4）
- ・音響設備 [オーディオコンポ]（中練習室 1～2、大練習室 1～5、リハーサル室、舞台稽古場、倉庫 K 内移動用）

(2)内容

- ①状態診断、保全及び軽微な修理。
- ②アンプ系設備のポット類に発生するガリノイズを接点回復剤等により状態回復。
- ③交換用パーツ類の在庫管理と補充（パーツ代別途）

4 作業回数

各月毎にバンド練習用設備の「保守点検」を各練習室 1 回と、別途、音響設備 [オーディオコンポ] を含んだ設備の「動作確認」を各練習室 1 回（実施日は都度、事前に協議）。

5 一般事項

- (1) 甲は、センターの点検作業の担当者（以下「センター職員」という。）を定め、乙に連絡するものとする。
- (2) 乙は、業務実施にあたり、事前に「保守点検業務年間計画」を作成し、甲に提出すること。
- (3) 乙は、保守点検業務を行う際は、事前に甲へ連絡し、センター職員の立会いのもとに実施すること。
- (4) 乙は、保守点検業務実施中、各部品の取替その他の修理を要する箇所を発見した場合は、その都度、センター職員へ連絡し、その指示を受けるものとする。
- (5) ガリ修理は接点復活剤等による回復作業を行うこととし、その作業費は委託料に含む。ただし症状が重度でパーツ交換を要する場合は、次項の別途修理の対象とする。
- (6) 設備の破損もしくは故障等による修理の必要性が生じ、甲が認めた場合に要する費用は、甲の負担とする。なお、修理等に日数がかかり代替え品を用意する必要がある場合においても同様とする。
- (7) 乙は、保守点検業務終了後、直ちに「点検報告書」を作成し、甲へ提出すること。
- (8) 乙は、故障等の緊急の場合は、その都度、即時に応ずるものとし、迅速に正常に復するよう処置するものとする。

富山市民芸術創造センター 鼠・昆虫駆除業務仕様書

鼠・昆虫駆除については、次のとおり業務を行うものとする。

1. 業務の範囲

富山市民芸術創造センターの鼠等の駆除を行うものとする。（別紙参照）

2. 業務実施回数

年2回（事前調査及び事後点検含む。）

3. 業務の方法

（1）委託者（以下「甲」という。）は、契約期間に限らず鼠等の発生を確認したときは、受託者（以下「乙」という。）に業務の実施を指示するものとし、乙は速やかに業務を行うものとする。

（2）乙は、鼠等の発生を確認したときは、速やかに甲に連絡し、甲の指示を受けるものとする。

（3）業務の処理方法は、毒餌法、捕獲法及び接触法によるものとし、甲の指示に従って行うものとする。

（4）駆除により捕獲した鼠等は、焼却可能な場所まで運搬し、処分をするものとする。

（5）乙は、甲から指示を受けた業務を完了したときは、その都度、速やかに甲に連絡し、その状況を報告するものとする。

（6）薬剤については、使用する薬品及びその濃度について厚生省認可の人畜無害、引火性の無いものを使用し、危険防止に務めるものとする。

4. 業務報告及び業務報告書

業務報告書はその都度提出するものとする。

樹木等病虫害防除仕様書

樹木等病虫害防除業務委託については、次のとおり業務を行うものとする。

1. 業務の範囲

舞台芸術パークの樹木等の病虫害防除を行うものとする。

2. 業務の方法

- (1) 委託者（以下「甲」という。）は、病虫害の発生を確認したときは、受託者（以下「乙」という。）に業務の実施を指示するものとし、乙は速やかに業務を行うものとする。
- (2) 乙は、病虫害の発生を確認したときは、速やかに甲に連絡し、甲の指示を受けるものとする。
- (3) 業務の方法は、作業員2名以上による枝切り、又は薬剤散布によるものとし、甲の指示に従って行うものとする。
- (4) 枝切り防除により発生した切枝は、焼却可能な場所まで運搬し、処分をするものとする。
- (5) 乙は、甲から指示を受けた業務を完了したときは、その都度、速やかに甲に連絡し、その状況を報告するものとする。
- (6) 薬剤散布については、使用する薬品及びその濃度について甲の指示に従うものとし、薬品の取扱上の注意に留意し、危険防止に務めるものとする。

3. 業務報告及び業務報告書

業務報告書は別紙様式によるものとし、業務日誌等を添えて、7月分は7月末までに、8月から10月までの分は10月末までに、11月から翌年3月までの分は3月末までに提出するものとする。

[illegible]

⑩→①②にあるゴミ箱の中

富山市民芸術創造センター
館内案内図

不燃物処理業務仕様書

1. 件 名 不燃物処理業務

2. 場 所 富山市呉羽町 2 2 4 7 番地の 3

3. 業務内容 甲が指定した場所に集積してある不燃物（蛍光灯、タイヤ、バッテリー、パソコン等特殊品を除く。）収集運搬処理業務を行うものとする。

5. 収集時間帯 原則として午前中とする。

6. 業務実施月 乙が不燃物を収集する回数は、5 月、7 月、9 月、1 1 月、1 月、3 月の年 6 回とし、事前に収集日の連絡をすること。

休館日（年末年始 1 2 月 2 9 日より 1 月 3 日の間を除く。）

7. 注意事項 (1) 甲の業務及び利用者等の通行に支障を与えてはならない。
(2) 廃棄物の排出にあたっては、散らかさないように注意すること。
(3) 作業員は、乙の名の入っている作業服を着用すること。

富山市民芸術創造センター建築物環境衛生管理業務仕様書

この仕様書は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、必要な業務を遂行するため定めるものとする。

1 件名 建築物環境衛生管理業務

2 対象 所在地 富山市呉羽町 2 2 4 7 - 3

施設名 富山市民芸術創造センター

3 業務内容

(1) 維持管理計画の策定及び業務遂行

「建築物環境衛生管理基準」(以下「管理基準」という)に基づき空気環境の測定、給水設備の管理及び水質検査等(以下「業務」という)。について、維持管理に必要な措置を講じるための計画を策定し各種業務を遂行する。

なお、貯水槽及び排水槽の清掃、害虫生息点検、空調機及び冷却塔の定期点検及び清掃、館内の日常及び定期清掃については、委託業者が異なるため、それぞれの実施状況、及び点検結果等について把握し、必要に応じた対応を取る。

(2) 維持管理の指導、監督

管理基準に基づいた指導及び監督を行う。

(3) 各種必要書類の作成及び届出

業務に関し検査、点検に係る測定記録等必要な書類を準備、作成し、監督官庁等への各種届出書を作成及び提出する。

(4) 監督官庁等からの立入検査及び各種測定業務時の立会いを行う。

4 各種業務

(1) 空気環境測定

2カ月毎に1回(1日のうち午前及び午後の2回)、館内10ポイント、外気1ポイントについて、管理基準に基づいて測定し、測定位置は、室内中央部の床上75cm以上150cm以下の位置で下記項目について測定する。

- ① 浮遊粉じん量・・・0.15mg/m³
- ② 一酸化炭素・・・10ppm以下
- ③ 二酸化炭素・・・1000ppm以下
- ④ 温度・・・・・・・・17℃以上 28℃以下
- ⑤ 相対湿度・・・・・・・・40%以上 70%以下
- ⑥ 気流・・・・・・・・0.5m/sec以下

(2) 給水に関する水質検査

管理基準に基づき「水質基準に関する省令」による下記の項目について検査する。

① ○印の項目（16項目）について、6カ月以内毎に1回行う。

② ◎印の項目（12項目）について、毎年6月1日から9月30日の間に1回行う。

区分	検査項目	検査基準
○	一般細菌数	100CFU/㎖以下
○	大腸菌	検出不可
○	鉛	0.01mg/ℓ以下
○	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
◎	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下
◎	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下
◎	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下
◎	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下
◎	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下
◎	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下
◎	トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下
◎	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下
◎	ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下
◎	臭素酸	0.01mg/ℓ以下
◎	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下
◎	塩素酸	0.6mg/ℓ以下
○	亜鉛	1.0mg/ℓ以下
○	鉄	0.3mg/ℓ以下
○	銅	1.0mg/ℓ以下
○	塩素イオン	200mg/ℓ以下
○	カルシウム、マグネシウム等	300mg/ℓ以下
○	蒸発残留物	500mg/ℓ以下
○	有機物質等	5mg/ℓ以下
○	PH値	5.8以上8.6以下
○	味	異常不可
○	臭気	異常不可
○	色度	5度以下
○	濁度	2度以下

③ 水道水の浮遊残留塩素については、7日以内毎に1回、定期的に測定する。

管理基準は0.1ppm以上とし、DPD法または、これと同等以上の精度を有する方法で測定する。

④ 簡易専用水道検査については、管理基準に基づき年に1回、貯水槽清掃後に実施する。

(3) クーリングタワーのレジオネラ菌検査

6月から9月の冷房期間内に1回、冷却塔（クーリングタワー）のレジオネラ菌検査（検査は3検体採取）を管理基準に基づき実施する。

(4) 空調機目視点検

2カ月毎に1回、空調機のドレンパン、及び加湿装置等について管理基準に基づいた状態の有無を確認する。

富山市民芸術創造センター雨水配管、雨水桝清掃業務仕様書

- 1 件名 雨水配管、雨水桝清掃業務
- 2 対象 所在地 富山市呉羽町 2 2 4 7 - 3
施設名 富山市民芸術創造センター
- 3 場所 富山市民芸術創造センター南側雨水排水管（別紙 1 の通り）
- 4 業務内容 富山市民芸術創造センター南側雨水配管、雨水桝の清掃及び状況確認
- 5 清掃業務実施要領
 - (1) 配管清掃にあたっては、必要に応じ高圧洗浄機、配管内枝切カッター、スコープなどの特殊機器を使用して業務にあたること。
 - (2) 特殊機器の使用時には、清掃従事者はその安全確認を行い、事故に留意すること。
 - (3) 清掃業務遂行時は、特殊車両の運用となるため、センター利用者など歩行者及び他の停車車両への安全配慮を行うこと。
 - (4) 清掃時に雨水配管及び雨水桝で排水能力の低下や排水の不具合などが確認できれば、清掃終了後、センターの担当者へその旨、報告すること。
 - (5) 清掃中及び終了後の写真撮影は、清掃前後の雨水桝の状態、配管清掃で排除したゴミ、小枝などがあればわかるように撮影すること。

富山市民芸術創造センター屋根点検、調査業務仕様書

- 1 件名 富山市民芸術創造センター屋根点検、調査業務
- 2 対象 所在地 富山市呉羽町2247-3
施設名 富山市民芸術創造センター
- 3 業務内容 富山市民芸術創造センター既存棟鋸屋根、防水屋根及び、新館コンクリート屋根の破損、劣化等の点検、調査及び清掃
- 4 点検、調査及び清掃実施要項
 - (1) 点検、調査では、金属屋根とその周辺部分、及び防水屋根のコンクリートとシーリング等の破損、劣化の状態を確認すること。
 - (2) 実施日程については、予め、施設管理担当者と協議し決定すること。また、雨天、強風、積雪など悪天候時には実施しないこと。
 - (3) 点検、調査時に軽度で簡易的な補修可能箇所を発見した場合については、施設管理担当者へその旨を報告すること。
 - (4) 清掃については、既存棟鋸屋根の側溝部分、東側防水屋根、増築棟コンクリート屋根、舞台稽古場及びリハーサル室の屋根の側溝に堆積した土、泥、落ち葉などの排除を行い、屋根の雨水がスムーズに排水されるよう施すこと。
 - (5) 点検、調査及び清掃の実施については、高所作業であることから必ず複数人で業務にあたること。また、ヘルメット着用など安全管理の徹底を図り、怪我、事故のないよう注意すること。
 - (6) 点検、調査及び清掃後、速やかに業務報告書を提出すること。

富山市民芸術創造センター打楽器点検業務仕様書

1 目的

富山市民芸術創造センター（以下、センターという）の貸出用打楽器の性能を常に良好な使用状態に保ち、不良個所が発生した場合は早期発見することを目的とする。

2 施設の名称

所在地 富山市呉羽町 2 2 4 7 番地の 3

施設名 富山市民芸術創造センター

3 業務内容

(1)対象設備

・貸出用打楽器（倉庫K保管）

マリンバ 2 台、シロフォン 2 台、ビブラフォン 1 台、ティンパニ 5 台、チャイム 1 台、バスドラム 2 台、ゴング 1 台

(2)内容

①状態診断

②軽微な修理

②チューニング

4 作業回数

各月毎に 1 回（実施日は都度、事前に協議）。

5 一般事項

(1)甲は、センターの担当者（以下「センター職員」という。）を定め、乙に連絡するものとする。

(2)乙は、点検業務を行う際は、事前に甲へ連絡し実施すること。

(3)乙は、点検業務実施中、各部品の取替その他の修理を要する箇所を発見した場合は、その都度、センター職員へ連絡し、その指示を受けるものとする。

(4)軽微な不具合（パーツ購入を必要とせず、長時間の修繕作業を必要としないもの）が発覚した場合は、速やかに回復作業を行うこととし、その作業費は委託料に含む。ただし症状が重度でパーツ交換を要する場合は、次項の別途修理の対象とする。

(5)パーツの破損もしくは故障等により修理の必要性が生じ、甲が認めた場合に要する費用は、甲の負担とする。なお、修理等に日数がかかり代替え品を用意する必要がある場合においても同様とする。

(6)乙は、点検業務終了後、直ちに「点検報告書」を作成し、甲へ提出すること。

(7)乙は、故障等の緊急の場合は、その都度、即時に応ずるものとし、迅速に正常に復するよう処置するものとする。